

【家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

1. すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについて（総務課説明資料3（1）①及び関連資料8参照）

2. ひとり親家庭等への自立支援について

（1）ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトについて

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現

が必要である。

このため、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトにおいては、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとしている。

具体的には、①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事を応援、⑤住まいを応援、⑥社会全体で応援という6つの柱に沿って、

- ・ 自治体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり
- ・ 児童扶養手当の第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増
- ・ 子供の学習支援の充実
- ・ 就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の支給期間を2年から3年に拡大
- ・ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
- ・ 「子供の未来応援国民運動」の推進

等を盛り込んでいる。（総務課関連資料8及び家庭福祉課関連資料1参照）

（2）児童扶養手当について

① 平成28年度の本体額について

平成28年度の本体額は、平成27年の消費者物価指数が対前年比0.8%の上昇となったことから、法律の規定に基づき、0.8%の引き上げを予定しているため、管内市町村に対する情報提供をお願いする。

- ・ 本体月額（+0.8%）※政令改正予定

	（平成27年度）	→	（平成28年度）
全部支給	42,000円	→	42,330円（+330円）
一部支給	41,990円	→	42,320円（+330円 ～9,910円 ～9,990円 ～+80円）

※ 平成28年度の本体額の一部支給額を算出するための係数は、
0.0186879

② 平成28年度の多子加算額について（関連資料2参照）

昨年12月に取りまとめた「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」において、児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額を、平成28年8月分より、増額部分については、本体額と同様、収入に応じた逡減措置を行いつつ、最大でこれまでの倍増とする充実策が盛り込まれた。そのために必要な児童扶養手当法の一部を改正する法律案を今通常国会に提出したところ。（平成29年4月からは物価スライドを導入）

なお、改正法案が成立した場合に必要なシステム改修経費等については、地方財政措置が講じられる予定であり、法案成立の最初の支給（平成28年12月予定）に向けて、適切な事務処理をお願いしたい。

- ・ 第2子加算月額

	（平成27年度）	→	（平成28年8月から）
全部支給	5,000円	→	10,000円（+5,000円）
一部支給	5,000円	→	9,990円（+4,990円 ～5,000円 ～+0円）

※ 平成28年8月からの第2子加算額の一部支給額を算出するための係数は、0.0028844

- ・ 第3子以降加算月額

	（平成27年度）	→	（平成28年8月から）
全部支給	3,000円	→	6,000円（+3,000円）
一部支給	3,000円	→	5,990円（+2,990円 ～3,000円 ～+0円）

※ 平成28年8月からの第3子以降加算額の一部支給額を算出するための係数は、0.0017283

注) 今回の多子加算額の増額に併せて、養育費確保を促進する観点から、児童扶養手当の新規認定申請書に養育費の取り決めの有無等を

記載する欄を設ける省令改正を行う予定であるが、支給認定に当たっての留意点などについて課長通知を発出予定なので、適切な事務処理をお願いしたい（なお、養育費の取り決めの有無自体は支給要件ではなく、養育費の取り決めをしないと児童扶養手当を受給できないということではない）。

③ 不正受給防止について

不正受給の防止のため、現在も、現況届の確認については、受給者の傷病等やむを得ない事由に該当する場合を除き、対面での確認をお願いしているところであるが、これを徹底するための課長通知を発出予定である。現況届の確認に当たっては引き続き適切な事務処理をお願いしたい。

また、現状においても、支給機関である自治体に対して、新規認定及び疑いのある事案においては、現地調査を実施するよう指導しているが、更なる適正受給を確保するため、民生委員等による現地調査の徹底を図るための課長通知を発出予定であるので、引き続き適切な事務処理をお願いしたい。

④ 自立のための活動促進について

自立のための活動を促進する観点から、児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合の一部支給停止の適用除外となる事由のうち、「求職活動等自立を図るための活動をしている」に該当していることの確認の対象に、求職活動の回数（直近1ヶ月に2回以上）を加えることを検討中であり、検討結果を踏まえ課長通知を発出予定である。自立のための活動についての確認においては、引き続き適切な事務処理をお願いしたい。

⑤ 相談及び情報提供に係る規定について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生活及び就業の支援などを行うことができるとされている。

各自治体においては、同規定の趣旨を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

⑥ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力と御協

力をいただいているが、児童扶養手当の認定等の際の手續に当たっては、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いする。

- ア 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けること。
- イ 支給要件に関しては、必要に応じて実態調査を行うなど事実関係をよく確認して認定、却下、資格喪失処分等を行うこと。
- ウ 基礎年金や厚生年金など公的年金給付（老齢福祉年金を除く。）を受けることができる場合には、児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととしているため、公的年金給付の受給の可否及びその金額等について、適宜、年金事務所等に照会すること。
- エ 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人のプライバシーに関わる事項であるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーに関わる事項に触れざるを得ないが、必要以上に立ち入らないよう配慮すること。
- オ 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。
- カ 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の機会を捉え、ひとり親家庭に関する他の支援制度や地域における支援に関する案内などの働きかけや、関係機関への取り次ぎ等の支援を積極的に行われたい。また、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

（3）母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 貸付利率の改正について

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、子供の進学等に要する資金を除く資金について、保証人を立てない場合の金利は年利1.5%となっている（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第4項）。

この利率については、ひとり親家庭の返済の負担に配慮し、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、平成28年4月から年利1.0%に引き下げる予定である。

なお、改正後の利率は、平成28年4月1日以後の貸付申請分から適用する予定である。

② 貸付限度額の見直しについて

ア 修学資金の貸付限度額の見直しについて

修学資金の貸付限度額については、一般分貸付限度額と特別分貸付限度額を設けているところであるが、資金を必要とするひとり親家庭が資金を借りやすい仕組みとするため、平成28年4月から、一般分貸付限度額を廃止し、貸付限度額を一本化する予定である。各自治体においては、修学資金の貸付の実施に当たっては、適切な対応をお願いしたい。

イ 就職支度資金の貸付限度額の見直しについて

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において、就職支度資金については、通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合の貸付限度額が32万円と定められているところであるが、平成27年の消費者物価指数を踏まえ、平成28年4月から、33万円に引き上げることとしている。

③ 制度の運用について（関連資料3参照）

当該貸付金については、特に経済的条件は定められてないが、貸付を行うに当たっては、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

また、児童を対象とした資金（修学資金等）については、ひとり親家庭の親を借主とし、子を連帯債務を負担する借主に加えるか、又は、児童を借主とし、親を連帯保証人とすることで第三者の保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としているので、貸付を必要とする家庭が貸付を受けられるよう適切な対応をお願いする。

さらに、平成27年6月27日付事務連絡において、修学資金及び就学支度資金の貸付については、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いしているところであり、事務連絡の内容を踏まえた適切な対応をお願いする。

④ 償還率の改善について（関連資料4及び5参照）

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、昨年度の全国児童福祉主管課長会議資料において、各自治体における償還事務の取組状況を公表したところである。

各自治体においては、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。また、そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっている。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施して頂きたい。

（４）相談・支援体制について

① 自治体窓口のワンストップ化について（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業）（総務課関連資料8参照）

ひとり親家庭支援については、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を柱とする様々な支援策が講じられている。

しかし、現在は、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかがひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難な事情を抱えている方が多いが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援につなげることが十分にされていない、といった課題がある。

このため、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、相談窓口のワンストップ化を図り、個々の家庭が抱える様々な課題に対応した寄り添い型支援を行うことが求められている。

このような状況に対応するため、以下に示す取組により、ひとり親家庭の相談窓口体制を整備していくこととする。

ア 相談窓口の愛称・ロゴマークの設定について

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるようにするには、ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めることが重要であるため、ひとり親家庭の相談窓口の愛称・ロゴマークを国において設定することとしている。詳細は別資料にてお示しする。

イ 相談窓口のアクセス向上のための仕組みについて

相談窓口へのアクセス向上のために、個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示すリーフレット「ひとり親家庭支援ナビ」を平成28年度から配布するので、各自治体におかれては積極的に活用いただきたい。この他、「子供の未来応援国民運動ホームページ」の支援情報ポータルサイトにおいて、ひとり親やひとり親家庭の子どもがパソコン・スマートフォン・携帯電話を利用し、受けたい支援を入力すれば地域の相談窓口を検索できるので、各自治体においては、支援施策や相談窓口を積極的に登録いただくとともに、支援情報ポータルサイトのひとり親家庭への周知をお願いしたい。

さらに、自治体の相談窓口に来所したひとり親や、支援情報ポータルサイトを経由してメールで自治体にアクセスしたひとり親の携帯メールアドレスを登録し、定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約の受付等を行う双方向型支援の実施についても、積極的に実施いただくようお願いする。このため、支援情報ポータルサイトには自治体の相談窓口のメールアドレスを登録いただき、ひとり親が携帯電話等でメール相談をできる仕組みを整えていただきたい。

ウ 相談窓口のワンストップ化の推進について

平成26年度より、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業を実施し、地方自治体の相談窓口に、新たに就業支援に専念する「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員の子育て・生活支援や養育費相談などの専門性を高め、ワンストップで子育て・生活から就業までの相談が可能となるよう、相談支援体制の質・量の充実を図り、包括的・総合的な支援体制の構築・強化を図ってきたところである。

就業支援専門員の配置による支援体制やその効果については、昨年5月に「ひとり親家庭への支援施策に関する事例集」を作成し、各自治体にお示ししているので、これらを参考に就業支援専門員による支援の在り方を検討いただき、事業の実施につなげていただきたい。

平成28年度からは、上記の取組に加え、「集中相談体制」を設けるための取組を行うこととしている。具体的には、児童扶養手当の現況届の時期等に合わせて、ハローワーク職員や弁護士、公営住宅担当職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員等による

集中相談体制を整備し、子育てと生計の維持を一人で担っているために、普段は行政機関を訪れる機会の少ないひとり親が、様々な課題をまとめて相談できるようにすることで、支援を必要とするひとり親を適切に行政の支援につなげられるようにするものである。

また、そもそも多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭はなかなか相談窓口まで来られないことから、潜在的な支援ニーズの把握に努めるとともに、どこの窓口で受けた相談であっても、確実に必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化を図っていただくようお願いする。

② 母子・父子自立支援員の体制強化と資質向上について（関連資料6参照）

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されたところである。

都道府県及び市等におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めて頂くとともに、配置が不十分な都道府県及び市等におかれては適切な配置をお願いする。また、併せて、母子・父子自立支援員の専門性にふさわしい処遇についても検討いただくようお願いする。なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「管内自治体・福祉事務所支援事業」により研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

また、ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、平成27年度内に、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成し、母子・父子自立支援員等への周知を図ることとしているので、活用をお願いする。

③ 母子・父子自立支援員の全国研修会について

母子・父子自立支援員の全国研修会については、母子・父子自立支援員が参加しやすい仕組みとする等の観点から、開催地については、都道府県の持ち回りにより実施してきたところであるが、平成28年度においては、暫定的に厚生労働本省において開催することとしている。今後、平成29年度以降の開催地等について検討していくこととしているので、都道府県におかれては、母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上の重要性に鑑み、全国研修会の開催に御協力をお願いしたい。

(5) 就業支援について（関連資料7及び8参照）

① 平成28年度から拡充する事業について

ア 高等職業訓練促進給付金等事業（拡充）

高等職業訓練促進給付金等事業については、経済的に困難な状況に置かれているひとり親が、就職に有利な資格を取得できるよう、当該資格に係る養成機関において修業する間、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものである。

平成28年度からは、支給期間の上限を2年から3年に拡充し、看護師など養成期間が3年の資格についても、養成期間の全期間において給付金による生活費の支援を行うこととしている。

また、対象資格については、「2年以上の修業が必要な資格」から「1年以上の修業が必要な資格」とし、調理師や製菓衛生師といった資格も対象とすることとしている。

さらに、通信教育による修業は、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合としているが、養成機関に通う者は職を辞して修業を開始する者も多いことから、離職するリスクを負うことができないひとり親についても、修学する機会を確保できるよう、働きながら資格取得を目指す場合にも通信制の利用を可能なものとするとしている。

なお、これらの適用については、平成28年4月1日以降に養成機関において修業している者を対象とするが、平成28年4月1日時点で養成機関において修業している平成27年度以前に養成機関に入学した者を対象としても差し支えない。

また、平成27年度補正予算において、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けるひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る予算を確保

したところである。今後、事業の円滑な実施を図るため、速やかに執行手続きを行うこととなるため、ご協力をお願いする。また、この貸付事業は、貸付事業の実施主体と高等職業訓練促進給付金の実施主体である自治体との連携により、効果的にひとり親家庭への就業支援が実施できるものであるから、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、貸付事業の実施主体と協力いただくようお願いいたしますとともに、高等職業訓練促進給付金等事業を実施していない市町村に対しては事業を実施していただけるようお願いいたします。

イ 自立支援教育訓練給付金（拡充）

自立支援教育訓練給付金については、就業していないひとり親や就業して間もないひとり親といった雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができないひとり親が教育訓練を受講し、就職の促進及び雇用の安定の促進を図るためのものである。

平成28年度からは、支給割合及び支給上限額を、現行の受講費用の2割・上限10万円から、受講費用の6割・上限20万円に引き上げることとしている。

本事業は、93.9%の自治体で実施されているものであるが、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、事業を実施をいただけるようお願いいたします。

ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（拡充）

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要であるが、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成27年度から、高等学校を卒業（中退を含む。）していないひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム事業や学習支援ボランティア事業を組み合わせること等により効果的にひとり親家庭の親の学び直しを行うこととしてきたところである。

平成28年度からは、支給対象を拡大し、ひとり親家庭の親及び子とすることとしているので、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的に事業を実施していただくようお願いする。

エ 母子・父子自立支援プログラム策定事業（拡充）

母子・父子自立支援プログラム策定事業については、多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みについての相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員とで整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し自立を支援するものである。

本事業は、個々のひとり親が自立した状況を維持するためには、プログラムで設定した目標を達成した後についても、就業状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供する必要がある。

このため、平成28年度からはプログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援などアフターケアを1年以上実施した場合、1件あたり補助単価を増額することとしているので、積極的に事業を実施していただくようお願いする。

オ 母子家庭等就業・自立支援センター事業（拡充）

本事業では、母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供してきたところであるが、平成28年度からは、養育費等支援事業について、離婚前も含めた弁護士による養育費等に関する法律相談を行うこととしているので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

また、一般市等就業・自立支援事業について、メニューを「就業支援関係事業」、「養育費等支援関係事業」、「広報啓発等関係事業」と整理統合するとともに、補助基準額の見直しを行う。また、面会交流支援事業を「養育費等支援関係事業」に組み込み、一般市等就業・自立支援事業においても、面会交流支援事業を実施することを可能としているので、都道府県におかれては、管内市町村に対し周知をお願いする。

② 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、これまでも母子家庭等就業・自立支援事業において、在宅就業に関するセミナー等を実施してきたが、平成27年度からはこれらに加え、民間事業者等を事業実施者として、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援

することができることとしている。

具体的には、在宅での就業を希望する者や在宅就業に必要とされるスキルアップを希望する者等（以下「在宅就業希望者等」という。）が在宅就業に関する業務を行いながら独り立ちに向けて、発注企業と契約を締結する際の手続きの方法や契約締結から納品までのスケジュール管理等、在宅就業についてのノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」を配置して、在宅就業希望者等に業務の発注、検品、納品、報酬の支払い等を行う場合には、これまでの補助基準額に在宅就業コーディネーターの人件費等に要する基準額を加算したところであるので、引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いする。

③ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

なお、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

④ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

平成26年10月に「雇用保険法の一部を改正する法律」が施行され、

雇用保険の教育訓練給付制度は、従来の枠組みを引き継いだ一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）と、拡充された専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※2）の2本立てとされ、専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金が支給されることとなった。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 専門実践教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の40%を支給。さらに受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

ア 一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。

イ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。

ウ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いする。

⑤ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからコまでの事業についてご承知置き頂き、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進している。

また、本事業では、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用した地方自治体への常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、平成27年度からは児童扶養手当受給者が、地方

自治体に現況届を提出する8月に各自治体に御協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力キャンペーン」を実施しているところである。

各自治体におかれては、本事業の実施に当たって、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」(平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)も参考としつつ、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、本事業の実施においては、自治体と都道府県労働局・ハローワークとの協定の締結が必要であるが、未だ協定を締結していない自治体もある。このため、平成28年度においては児童扶養手当部局におかれても、ぜひ協定に参加していただくようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、母子家庭も含めた子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー(平成27年10月末現在184箇所)を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

また、平成28年度からはマザーズハローワークにひとり親支援専門の就職支援ナビゲーター等の配置や、ひとり親支援を行うNPO法人との連携による取組を強化することとしている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。

(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習

得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

平成28年度からは、母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付きの訓練コースや1日訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）の創設をするなどの取組を新たに実施することとしている。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資することをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

オ ジョブ・カードの活用促進

正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、職業訓練やキャリアコンサルティング等の場面でジョブ・カードの活用を促進してきたところ。

ジョブ・カードについては、平成27年10月1日から、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリアプランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものとして見直しを行うとともに、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の改正において、国は職務経歴等記録書（ジョブ・カード）の普及・促進に努めるよう規定された。

今後、ジョブ・カードの活用の更なる促進を図りたいと考えており、母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の就業相談を行う職員がジョブ・カード講習を受講できるようにすることを検討しているので、ご留意願いたい。

カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に係る助成金としては、試行的な雇入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用奨励金」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金」、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として「キャリアアップ助成金」がある。

平成28年度からは、ひとり親について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とするとともに、ひとり親に対する支給額が加算されるキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進していくこととしている。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

キ 雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」（上記の④参照）

（6）子育て・生活支援について

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア 子どもの生活・学習支援事業の創設について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、これまで児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）及び学習支援ボランティア事業を実施してきたところであるが、平成28年度から、これらの事業を再編し、子どもの生活・学習支援事業を創設することとしている。

子どもの生活・学習支援事業については、放課後児童クラブ等

の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることとしており、例えば、自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、実施することを想定している。

また、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトにおいては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されたところであり、各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながら事業の積極的な実施をお願いする。

なお、平成27年度補正予算において、本事業の円滑な実施のため、既存建物の改修費用、備品購入費用及び建物を借り上げる費用を補助するための予算を計上しているため、積極的な活用をお願いする。

イ ひとり親家庭等生活支援事業の創設について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

ひとり親家庭の親に対しては、ひとり親家庭等相談支援事業、生活講習会等事業及びひとり親家庭情報交換事業等を実施しているところであるが、平成28年度から、これらの事業を再編し、ひとり親家庭等生活支援事業を創設することとしている。

ひとり親家庭等生活支援事業については、従来 of 事業に加え、ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理支援講習会や、高等学校卒業程度認定試験を目指す方の学習支援を実施することとしている。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながら事業の積極的な実施をお願いする。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭に対する子育て・生活支援については、ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金で家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、定期的な利用が対象外であることや、ヘルパーの確保が困難であることが課題とされていたが、平成28年度から、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合に定期的に利用することも可能とするとともに、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和することとしている。

本事業を実施している自治体においては、平成28年度から事業の拡充を図るとともに、未実施の自治体においては、事業の積極的な実施をお願いします。

③ 子育て短期支援事業について

本事業については、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、平成31年度において、ショートステイについては延べ16万人、トワイライトステイについては延べ14万人の利用を目標値に掲げている。

市町村におかれては、事業の積極的な実施や事業の周知を図って頂くとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条及び第31条の8に基づき、ひとり親家庭の優先的な利用などの特別の配慮に取り組んでいただきたい。

また、従来より、近隣に児童養護施設等がないこと等により、必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、児童養護施設等においてあらかじめ登録している保育士、里親等に委託することもできるので、この取扱いの積極的な活用もお願いします。

④ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められるほか、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施についても特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をして頂けるようお願いする。

（7）養育費確保等について

① 養育費確保等のための周知及び相談の実施について（関連資料9参

照)

法務省が取りまとめている離婚届書のチェック欄のチェック状況の集計結果（平成24年4月～平成27年9月）によれば、未成年の子がいる夫婦の協議離婚の届出件数中、チェック欄の「取決めをしている」にチェックが付されたものは全体の6割程度であった。養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取決めを促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費等の取決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んで頂くようお願いする。なお、周知のためのパンフレット等については、養育費相談支援センターでも作成しており、ホームページ（※）での掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費相談支援センターまでご連絡頂きたい。

また、当事者からの相談対応については、これまで、母子・父子自立支援専門員や母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員が行ってきたところであるが、平成28年度予算案においては、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費等に関する法律相談も実施し、養育費相談の強化を図ることとしているので、積極的な取組をお願いする。

また、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業により集中相談体制を整備する場合においても、弁護士による養育費等に関する法律相談を実施することとしているが、こうした事業の実施に当たっては、地域の弁護士会との連携が必要となる。このため、厚生労働省においては、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼したところである。

自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

（※）養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

② 養育費相談支援センターの積極的な活用について

養育費相談支援センターでは、自治体において養育費相談に当たる職員に対する研修会の実施等の自治体支援にも取り組んでいるところであり、例年、全国研修会、地域研修会、各自治体等が実施する研修

会への講師派遣を行っている。自治体におかれては、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費相談担当職員の積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。

なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「管内自治体・福祉事務所支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

③ 面会交流支援事業について

面会交流については、基本的には子の健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、面会交流の取り決めがある方を対象に、日程調整、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う「面会交流支援事業」について、積極的な実施に努めていただくようお願いする。

また、本事業の実施主体については、これまで都道府県、指定都市及び中核市としていたが、平成28年度から、一般市等においても事業を実施することができるようにすることとしているので、各自治体での積極的な取組をお願いする。

なお、本事業は、専門知識や実務経験等を有する外部団体等への委託も可能としているため、自治体における積極的な取組をお願いする。

④ 自治体の取組について（関連資料10参照）

各自治体におかれては、地域の実情に応じて、養育費等の取り決めの促進に関する独自の取組を進めて頂くことも重要である。例えば、兵庫県明石市では、

ア 公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室の相談員による相談、弁護士、社会福祉士、臨床心理士の専門職員による法的・福祉的・心理的な相談支援の実施

イ 養育費や面会交流などについて記載された「こどもの養育に関する合意書」及び「こども養育プラン」と題した参考書式の配布

ウ 法テラス、兵庫県弁護士会、明石市公証役場及び公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）との連携

といった取組を実施し、養育費等の取り決めの促進を図っている。

明石市の取組については、昨年厚生労働省において事例集としてとりまとめているので、取組の参考とされたい。

3. 社会的養護の充実について

社会的養護については、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課

題と将来像」に沿って、子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、里親委託・里親支援や、施設の小規模化、施設機能の地域分散化などを進めている。(関連資料11参照)

各都道府県市においては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、これらの取組を推進するための「都道府県推進計画」を策定いただいたところであり、平成27年度より、当該計画に基づく取組が始まっている。

各都道府県市の策定状況については、昨年11月30日に公表したところであるが、その時点で未策定の自治体が7自治体あったほか、「本体施設入所児童、グループホーム入所児童、里親・ファミリーホームへの委託児童をそれぞれ1/3ずつ」という国の掲げる目標に満たない目標設定にとどまっている自治体があったことから、未策定の自治体や、目標設定が低い自治体については、個別に取組状況の確認を行ったところである。都道府県推進計画は、「社会的養護の課題と将来像」を具体化するための基礎となるものであり、今後も、その策定状況について定期的に把握し、取組を促していくことが重要と考えている。各都道府県市においては、計画策定の目的等を十分に認識し、随時計画を見直すなど、一層の取組をお願いする。

このような状況の中、厚生労働省としては、各都道府県市の取組の一層の推進を図るため、平成28年度予算案においては、消費税財源を活用した「社会保障の充実」として、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増等に必要な予算額を計上したところである。また、里親委託推進を図るため、里親支援機関事業の拡充を図るなど、様々な財政支援を講じ、家庭的養護の推進を後押ししていくこととしているので、特段の取組をお願いする。

また、昨年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「児童虐待防止対策強化プロジェクト」においては、児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、一連の対策の更なる強化を図ることとしている。

社会的養護関係では、①親子関係再構築の支援、②里親委託の推進、③養子縁組の推進、④施設入所児童等への自立支援といった項目について、様々な施策を着実に実施することとしている。また、総務課説明資料3

(1) ③のとおり、今通常国会に児童福祉法等改正法案の提出を目指しているところであり、社会的養護関係についても、里親支援の都道府県業務への位置付け等の改正を予定している。法案の具体的な内容については、今後適時に情報提供していくので、ご留意願いたい。

(総務課関連資料8参照)

(1) 平成28年度予算案における社会的養護の充実について

(関連資料12参照)

前述のとおり平成28年度予算案では、「社会保障の充実」分を含め、社会的養護の充実に必要な予算額を計上したところである。各都道府県におかれては、以下の取組の管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知方について特段のご配慮をお願いする。

① 児童養護施設等の職員配置の改善について

平成28年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5 : 1から4 : 1等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、引き続き、措置費支弁上の保護単価を段階的に設けることとしている。また、人材確保の実情等を考慮し、保護単価設定にかかる職員配置状況の確認については、職員の新規採用等による職員配置の改善がされた場合を除き、4月初日と10月初日の年2回とする。

なお、職員配置の最低基準引上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、将来的には省令等の改正を予定しており、各都道府県等において各施設の職員配置状況の把握に努めるとともに、各施設における職員配置改善の働きかけをお願いしたい。

② 民間児童養護施設等の職員給与の改善について

職員給与の改善については、平成27年度より民間施設給与等改善費における人件費加算率を平均+3%相当引き上げ、さらに、平成27年人事院勧告に基づく給与改善を図ったところである。

引き続き、職員の処遇改善と人材定着等を図ることを目的とした予算措置であることを十分にご理解のうえ、各都道府県等におかれては、所管の児童養護施設等に周知徹底を図るとともに、各都道府県にて実施する指導監査においても、職員の給与改善のために適正に執行されていることをご確認願いたい。

③ 家庭支援専門相談員の複数配置について

平成28年度予算案においては、施設入所児童の家庭復帰等の親子関係再構築支援の強化を図ることを目的として、定員30名以上の児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設において家庭支援専門相談員2名配置を可能としたところである。なお、その運用については、2人目を加算対象とし、保護単価を設けることとしている。

各都道府県等においては、今般の予算措置の趣旨をご理解のうえ、積極的に配置願いたい。

④ 賃借費加算分保護単価等の見直し

既存建物の利用によるグループホーム、小規模グループケア等の実施の推進を図るため、今般、賃借費加算分保護単価等を見直すこととしている。

具体的には、地域の実態に則した保護単価とするために、人事院規則の地域区分に応じて保護単価を設定するとともに、初期費用加算を新設し、入居時にかかる礼金について支弁対象とすることを予定している。

なお、施設において複数のグループホーム、小規模グループケア等を実施している場合については、各グループホーム等单位で賃借費加算の対象とするので、積極的に活用願いたい。

⑤ 児童養護施設等入所児童（里親、ファミリーホーム委託児童を含む。）への学習支援の充実について

学習支援の充実については、養育環境等により十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため実施しているものであり、積極的にご活用願いたい。

- ・ 小学生等に対する学習支援
- ・ 高校生等に対する学習支援
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童（中学生及び高校生）に対する学習支援

（２）里親支援等の推進について（関連資料13～19参照）

① 里親・ファミリーホーム委託の推進

里親・ファミリーホーム委託については、平成23年4月に策定した里親委託ガイドラインにおいて、里親優先の原則を明記しているところである。

里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。）への児童の委託割合（以下「里親等委託率」という。）については16.5%（平成26年度末）と年々増加しているところであるが、依然として施設養護の割合が高い現状にある。

しかし、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、現時点（平成26年度末）で里親等委託率が3割を超えている県もある。

また、最近10年間で大幅に里親等委託率を伸ばした自治体として、

福岡市（6.9%→32.4%）、大分県（7.4%→28.5%）のほか、石川県が2.1%から17.5%（+15.4%）、富山県が7.3%から21.6%（+14.3%）、岡山県が5.5%から19.2%（+13.7%）などがあり、これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い、里親登録の増加及び里親支援の充実を図っているため、各都道府県市においては、こうした取組を参考にして、引き続き積極的な里親等委託推進の取組をお願いする。

平成28年度予算案では、

ア 里親支援機関事業のメニューとして

- ・ 里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一環した総合的な支援体制の構築を図る「自立支援計画策定等支援事業」
- ・ 共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取組について、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大する「共働き家庭里親委託促進事業」

を新たに追加したところであるので、昨年度追加された「里親トレーニング事業」をはじめとした既存のメニューと合わせて、積極的に活用を検討し、里親委託推進のための取組強化を図らるたい。

イ また、児童入所施設措置費等においては、

- ・ 障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童の増加に対応するため、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算（交通費の対象としては、公共交通機関の運賃のほか、自動車を利用した場合についても含める予定）
- ・ 新規里親開拓・養成を図るため、施設入所児童が週末や夏季休暇等を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する「施設入所児童家庭生活体験事業」の単価の改善

を盛り込んだところであるので、積極的に活用願いたい。

なお、ファミリーホームについては施設ではなく、児童を養育者の

家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、平成24年3月に児童福祉法施行規則等を改正し、家庭養護の理念を明確化しているところ。各都道府県市においてはあらためて家庭養護の理念を踏まえた上で、ファミリーホームの設置を進められたい。

また、ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループにおいてとりまとめた「ファミリーホーム事例集」等を厚生労働省ホームページにて掲載しているのので、あわせて参考とされたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

「ファミリーホーム事例集」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074594.pdf>

② 里親支援専門相談員の活用

里親委託は、中途からの養育という特徴がある上に、里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ複数の相談先（里親会・里親支援専門相談員等）を用意する等、里親支援の仕組みを構築することが重要である。

平成24年度から定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしているが、平成26年10月現在325か所に対し、平成27年10月現在368か所と43か所増加した。各都道府県市においては、引き続き、里親支援専門相談員の配置を行うとともに、里親等支援体制の充実をお願いする。

里親支援専門相談員の活動内容を見ると、里親家庭への定期的な訪問、里親同士の交流会（サロン）への参加、児童相談所との連絡会議への参加等具体的な支援に取り組まれているところであるが、里親支援専門相談員、里親支援機関、里親サロン活動の取組をまとめた報告書を厚生労働省ホームページに掲載しているのので、更なる里親支援の参考とされたい。

また、里親支援専門相談員だけでなく、児童相談所における里親支援についても、専任の里親担当職員の配置、里親支援機関事業における里親委託等推進員の活用等により、里親に対する登録（認定）研修・更新研修を含めた支援の充実をお願いする。

(参考) 厚生労働省ホームページ

「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074704.pdf>

③ その他の留意点

次の点についても、自治体間で取組の差が大きいことから、積極的な推進をお願いします。

ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、新生児・乳児期からの里親委託が重要である。長期的に実親の養育が望めない場合のみならず、委託の期間が限定されている場合も、里親委託は有用であるが、里親への委託割合が高い自治体がある一方、乳児院への多数の措置がありながら里親への措置がほとんど無い自治体もあるので、里親委託の推進をお願いします。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

乳児院退所後の措置変更先についても、里親への措置変更の割合が高い自治体がある一方、多数の措置変更がありながら、大部分を児童養護施設への措置変更としている自治体もある。乳児院からの措置変更先は、できる限り里親とするよう、重点的な取組の推進をお願いします。

ウ 共働き家庭への里親委託

里親認定の要件については、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日付雇児発第0905002号）等により示しているが、認定や委託に当たっては、共働き家庭であることをもって排除することなく、個々の家庭の状況に応じて、通知に定める要件に照らし判断される必要がある。

今後、積極的に里親委託を推進するためには、共働き家庭の増加など今日の社会環境の変化に合わせた対応が必要であり、共働き家庭についても、里親となることを希望し、適切に養育ができると認められる場合には、里親委託を行うようお願いします。

エ 親族里親の活用

扶養義務がある親族であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。また、扶養義務のないおじ、おばについては、施設入所よりも家庭養護が望ましい場合には、養育里親として、

里親手当も支給することができることになっている。
親族による里親制度の活用については、自治体間でも取組の差があるが、必要な場合には、活用を検討されたい。

オ 養子縁組あっせん事業者への指導

第2種社会福祉事業である養子縁組あっせん事業については、事業者における事業運営の更なる透明性の確保や支援の質の向上に向けた取組が強く求められているところである。

平成26年5月に「養子縁組あっせん事業の指導について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導等について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)の全面改正を行っており、事業者を所管する都道府県市におかれては、適正かつ透明性のある養子縁組あっせん事業が行われるよう、事業者の調査・指導を徹底するなど、児童や実親の福祉の向上に向けた取組をお願いする。

(3) 施設における家庭的養護の計画的推進について

① 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進

小規模グループケア(児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設)については、家庭的な養育環境を推進する観点から、引き続き設置の推進をお願いする。

小規模グループケアについては、1施設に3か所以上設置をする場合の要件として、小規模化及び地域分散化に関する計画の策定を求めているが、この計画は当該施設における今後の取組方向を掲げていただく趣旨であり、具体的な実施期限まで求めるものではないので、柔軟な対応をお願いする。

また、乳児院の小規模グループケア化については、一時保護委託等アセスメントが十分になされていない段階での緊急的な対応もあることから、入所している乳幼児の実態を踏まえた対応をお願いする。

② 児童養護施設等の小規模化等の整備について

児童養護施設等の改築等の施設整備に当たっては、平成23年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」及び平成24年11月30日付雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を踏まえ、児童養護施設等の小規模化・地域分散化及び家庭的養護への転換を引き

続き推進していくこととしている。

国としては、次世代育成支援対策施設整備交付金により施設整備にかかる財政支援を行っているところであるが、引き続き小規模化等に資する施設整備に対して重点的に支援していくこととしており、平成27年度補正予算においては、児童養護施設等の小規模化等の整備を促進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）をしているので、各都道府県等におかれても、小規模化等を念頭に整備を実施するようお願いする。

また、平成27年度から児童虐待・DV対策等総合支援事業にて実施している「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」についても、小規模化等の推進のための活用をお願いする。

児童養護施設等の整備計画策定に当たっては、入所児童に家庭的な養育環境を提供することはもとより、退所を見据えた高校生等の自立支援や、児童のプライバシー等にも十分配慮し、ユニット化及び個室化を積極的に進めていただきたい。

③ 情緒障害児短期治療施設の設置促進（関連資料20参照）

情緒障害児短期治療施設については、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、被虐待児や発達障害児が増えている中、専門性の高い児童福祉施設として、様々な心理的問題への対応が期待されている。「社会的養護の課題と将来像」においては、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能としても設置促進の必要性が指摘されている。

平成27年10月時点で43か所となっているが、平成28年度中には、2か所が当該自治体管内で初めて設置する予定であると承知している。平成28年度予算案においては、情緒障害児短期治療施設に配置すべき医師確保のため人件費の充実を図ることとしており、措置費の事務費保護単価を改善することとしている。

情緒障害児短期治療施設を未設置の都県は、平成28年度末時点で13となる見込みであり、これらの自治体におかれては、管内のニーズを適切に把握しつつ、設置について前向きに検討いただくようお願いする。

（４）要保護児童等の自立支援の充実について

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の創設

平成27年度補正予算において、児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費等の貸付を行う事業を創設したところである。

先日、この事業について実施見込調査を行ったところであるが、その結果全都道府県で事業実施予定となっている。今後、事業の円滑な実施を図るため、速やかに執行手続を行うこととなるため、ご協力をお願いします。

② 自立援助ホームの設置

施設を退所して就職する児童等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、未設置の自治体もあるので積極的な取組をお願いします。

また、平成28年度予算案において、か所数の増を図ることとしているほか、平成27年度予算より、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合、就職支度費の支弁対象とすることとしているので、各施設への周知徹底をお願いします。

なお、平成27年度より、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る事業を設けているので、積極的な活用をお願いします。

③ 退所児童等アフターケア事業の活用（関連資料21参照）

施設退所児童等の生活や就業に関する相談や、施設退所児童同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する退所児童等アフターケア事業については、平成28年度予算案において、か所数の増を図ることとしている。

施設退所児童等は自立に時間を要する場合も多く、施設退所後等も個々の児童の発達に応じた支援を継続して実施することは重要である。

施設退所児童等の確実な自立を図るためには、①に記載した貸付事業と合わせて本事業による継続的な相談支援を行うことが効果的であることから、積極的な実施をお願いします。

④ 身元保証人確保対策事業の活用（関連資料22参照）

施設退所児童等が就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元保証人を確保し、児童の社会的自立の支援を目的とする身元保証人確保対策事業については、平成24年度より、

ア 申込期間を施設退所後1年に延長するとともに、

イ 就職時の身元保証期間を最長5年まで、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長するよう改正している。施設退所児童等の自立に際し身元保証が必要な場合には活用願いたい。

⑤ 措置延長、措置継続等の積極的な実施（関連資料23参照）

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することのないよう、18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどを示している。各都道府県市においては、この通知に基づき子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

⑥ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もあり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」（平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ）では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社会資源として活用することが望ましい」とされている。

また、昨年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」では、「母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。」とされているところである。

これらを踏まえ、各都道府県市においては、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用をお願いする。

なお、DV被害者については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多いことから、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整をお願いする。

⑦ 児童家庭支援センターの活用

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する相談に応じ必要な助言を行う事業であるが、この他にも地域の里親、里親委託児童に対する支援や児童相談所からの委託を受けて継続的な指導が必要な

児童に対する支援を行うことが可能である。

平成28年度予算案においては、か所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助による充実を図るほか、現在都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助に要する費用（指導委託促進事業）を盛り込んでいるところである。

各都道府県市においては、地域における相談支援拠点の一つとして、子育て支援拠点など市町村の子育てサービスと連携の上、児童家庭支援センターのか所数の増を図るための取組をお願いしたい。

（５）社会的養護を担う人材確保について

① 社会的養護関係施設等の人材確保について

平成27年度より、消費税財源を活用した「社会保障の充実」の一環として、民間児童養護施設等の給与の改善として平均で+3%相当を盛り込み、さらに、平成27年度補正予算により、平成27年人事院勧告に基づく給与改善を図ったところであり、児童養護施設等職員の人材確保及び処遇改善を積極的に図られたい。

また、「子育て支援員研修」の専門研修に設けた社会的養護に係る研修については、平成27年度9都県において実施されているものと承知している。本研修は、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげるための有効な手段であるため、積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

ア 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、

イ 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について、引き続き本事業の対象経費としている。施設養護をできる限り家庭的な養育環境の下で行っていくためには、各施設において施設職員となる人材の確保が不可欠であることから、本事業の積極的な活用を検討されたい。

② 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

心理療法担当職員については、心理療法が必要と認められる児童（者）が10人以上いる場合に配置することとしている。今年1月に公

表した「児童養護施設入所児童等調査結果」では、児童養護施設に入所している児童のうち、約6割が虐待を受けた経験があることから、入所している児童への心理的ケアは重要となっている。

平成27年度より、児童自立支援施設においては、定員数に応じ10:1の水準を超えない範囲で心理療法担当職員を配置した場合にも加算の対象としているところであり、心理療法担当職員が配置されていない施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設）がある都道府県市においては、心理療法担当職員の配置について、各施設への指導・助言をお願いします。

（6）施設運営の質の向上について

「社会的養護の課題と将来像」において、施設により運営の質の差が大きいとされていることから、施設運営の質の向上を図るため、各施設種別ごとの運営指針の策定（平成24年3月）、第三者評価の義務化（平成24年4月）、施設長研修の義務化（平成23年9月）を行ってきているところである。

① 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、引き続き、実施することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

② 第三者評価の受審と公表（関連資料24参照）

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3か年度に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。平成26年度までに少なくとも1回以上受審することとなっており、これまでに全ての社会的養護関係施設が受審しているが、最終年度である平成26年度に受審が集中している。このため、各都道府県市においては、平成27年度から平成29年度までの3か年度間における第三者評価については、年度ごとに均等に受審が行われるよう施設側と計画的に調整いただくようお願いする。

また、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成27年2月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）において第三者評価基準を見直したところがあるので、適正な第三者評価の運用をお願いします。

なお、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3）となっているので、あわせて指導願いたい。

③ 施設長研修の義務化

施設長研修は、児童自立支援施設の任用時研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほか、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっている。この研修は任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、平成28年度は社会的養護施設関係5団体が共催で9月20日～21日（大阪会場）、12月1日～2日（東京会場）にて研修の開催を予定している。

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県市においては、基幹的職員の配置の検討をお願いする。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているので、施設運営の質の向上に本事業の実施を検討されたい。

⑤ 国立武蔵野学院における研修の実施等（関連資料25参照）

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所では、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者（講師）向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所職員等に対する研修を実施しているので、各都道府県市におかれては研修への積極的な参加をご検討いただきたい。

また、国立武蔵野学院においては、「社会的養護における『育ち』『育て』を考える研究会」を設置し、社会的養護における子どもの「育ち」「育て」にかかわる実践的な課題等について継続的な検討を実施し、子どもの権利擁護の推進や職員の資質の向上などに資する資料の作成・提供を行っているところである。資料は武蔵野学院ホームページからダウンロード可能であり、社会的養護における養育者や支援者の資質向上を図るための実践的な資料等を掲載しているので、活用をお願いする。

⑥ 児童自立支援施設における学校教育の導入について（関連資料26参

照)

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成27年2月1日現在の実施状況は、50施設にとどまっており、児童の権利擁護の観点からも早期実施に向けた取組を促進することが必要である。

児童自立支援施設に入所する児童が学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図っているところであるが、導入（実施）予定の立っていない都道府県市においては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、児童福祉法の趣旨に沿い、早期に導入（実施）できるよう一層のご尽力をお願いします。

(7) 被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県市においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いします。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いします。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いします。

なお、平成26年度における被措置児童等虐待に係る届出・通告状況、事実確認状況等については、現在集計中であり、とりまとめ次第公表する予定であることを申し添える。

4. 配偶者からの暴力（DV）対策等の婦人保護事業について

婦人保護事業は、配偶者からの暴力などにより日常生活を営む上で、保

護、援助等を必要としている女性に対し、婦人相談所や婦人保護施設において、生活支援、心理的ケア、自立支援をおこなっているところである。

自治体においては、引き続き、「婦人相談所ガイドライン」（平成26年3月）や「婦人相談員相談・支援指針」（平成27年3月）をはじめとした、関連通知等を参考にして、適切に婦人保護事業を実施するとともに、各種のDV防止等関連事業の積極的な活用をお願いします。（関連資料27参照）

また、来年度は「婦人保護事業60周年記念厚生労働大臣表彰」が行われる予定であるので承知いただきたい。詳細については来年度以降連絡するので対応等をお願いします。

① 婦人相談員による相談業務の質の向上等について（関連資料28参照）

婦人相談員の相談業務等の質の向上のためにその標準化を図ることは重要である。

このため、全国の婦人相談員が実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、相談支援の均等化・標準化を図るため、平成27年3月において、全国共通の指標となる「婦人相談員相談・支援指針」を策定したところであり、全国の婦人相談員の相談・支援の業務に活用されるよう、各都道府県等においては、婦人相談員への配布・周知について対応をお願いしたい。

また、婦人相談員を配置していない自治体や配置が不十分な自治体におかれては、婦人相談員の適切な配置をお願いするとともに、各自治体におかれては、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇についても検討いただくようお願いする。

② 婦人相談所等指導的職員研修等について

当省が主催している婦人相談所等指導的職員研修は、婦人保護事業に携わる各都道府県の指導的職員を対象としており、受講者が都道府県レベルの研修の指導者（講師）となることを通じて、婦人保護事業に携わる職員の専門性の向上を図ることを目的として、継続的に開催している。

今年度は、当省主催による婦人相談所等指導的職員研修を、12月9日～11日の3日間、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において開催した。

来年度については、12月7日（水）～9日（金）の3日間にわたり開催し、25名程度の定員により実施する予定であるので、関係職員の積極的な参加をお願いします。

なお、本件詳細については同院HPを参照されたい。

（参考）国立保健医療科学院HP：

https://www.niph.go.jp/entrance/h28/course/short/short_syakai08.html

また、来年度の「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」については、東京都で開催予定であるので、こちらについても関係職員の積極的な参加をお願いする。

③ 婦人保護長期入所施設への入所について（関連資料29参照）

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を入所対象者として受け入れている。

本施設は、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい要保護女子のニーズに応えるものであり、平成24年より新規入所を再開しているため、これまで入所実績のなかった自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

【参考】月額保護単価（事務費）

平成27年度	平成28年度
101,900円	→ 103,300円（予定）

※ 本施設は土砂災害危険地域の指定等により、平成29年度以降に施設整備を行うことを予定しており、整備に係る自治体負担分については、従前と同様の整理により、本施設の入所実績を踏まえて、措置元の自治体で費用を按分することを検討している。詳細等については、今後、措置元の自治体に連絡をするので、対応等をお願いする。

④ 婦人相談所が行う一時保護委託の拡充について

婦人相談所が行う一時保護委託については、これまで、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、平成16年12月の「人身取引対策行動計画」の策定等を踏まえ、DV被害者、人身取引被害女性及び恋人からの暴力の被害女性等について、婦人相談所の一時保護所が満床でなくても、一時保護委託ができるように段階的に対象拡大を図ってきたところである。

平成28年度からは、「ストーカー総合対策」（平成27年3月ストーカー総合対策関係省庁会議）や第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、ストーカー被害女性や性暴力・性犯罪被害女性についても、婦人相談所の一時保護所が満床でなくても、一時保護委託を可能とすることとしているため、各都道府県等においては、一時保護委託の適切な運用をお願いする。

※ なお、当該所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。

[関連資料：家庭福祉課・母子家庭等自立支援室]

ひとり親家庭等自立支援関係の平成28年度予算案 (厚生労働省関係)

3,337億円 (3,171億円)

支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
 - ・ ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進【拡充】
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 77百万円
- 配偶者からの暴力(DV)防止など、婦人保護事業の推進 96億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 65百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の推進 9百万円
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円

生活を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
 - ・ 子供の生活・学習支援事業(居場所づくり)【新規】
 - ・ 母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】
 - ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実【拡充】
- 児童扶養手当の機能の拡充 1,746億円
- 養育費相談支援センター事業の推進 55百万円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し 38億円

学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもたちの学習支援事業の充実・強化【一部新規】 33億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
 - ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進【拡充】
 - ・ ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)【新規】

仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
 - ・ 高等職業訓練促進給付金の充実
 - ・ 自立支援教育訓練給付金の充実
 - ・ 母子家庭等就業・自立支援事業の推進(再掲)
 - ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実【拡充】
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 62億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 32億円の内数
- トライアル雇用奨励金 41億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金の活用 812億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用【拡充】 310億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施【拡充】 35億円の内数
 - ・ 託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
 - ・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
 - ・ ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施
- 公的職業訓練におけるe-ラーニング手法の導入に向けた調査検証事業【新規】 68百万円の内数

住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 17億円の内数

(参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」
※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

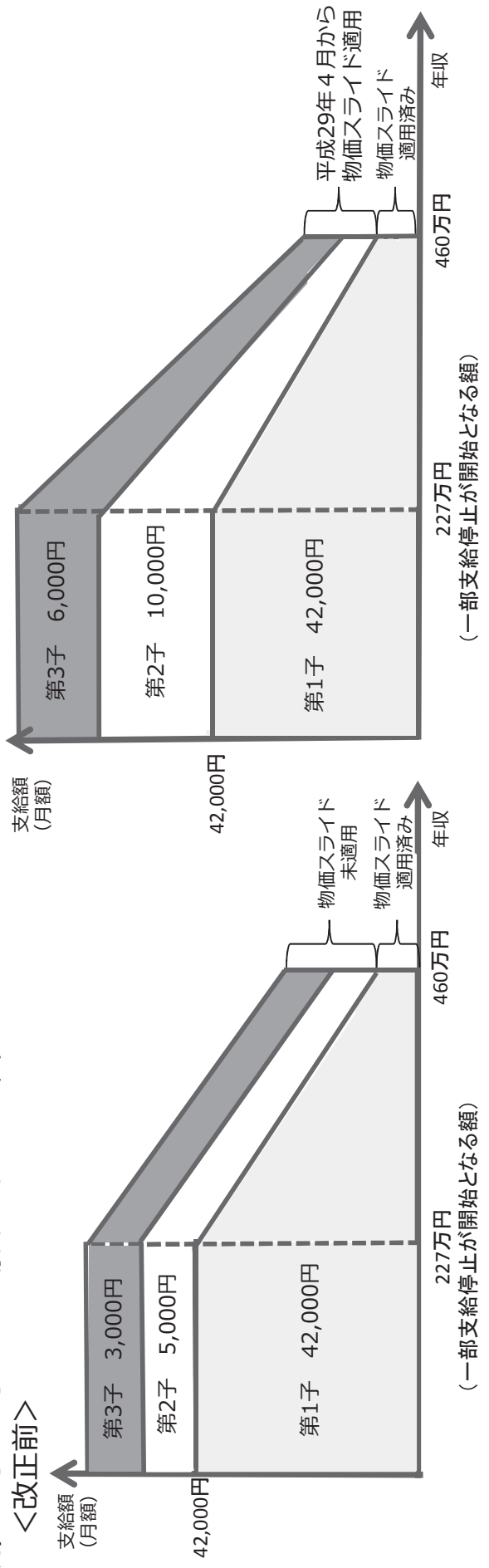
制度の概要

- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額4万2千円（平成27年度）。
- 児童の数に応じて、第2子については5千円、第3子以降については3千円の加算額が支給される。
- 手当額（加算額を除く。）については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を遡減させている。

改正の内容

- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5千円から1万円に、第3子以降に係る加算額を3千円から6千円に見直す。
 - 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を遡減（※）させる。
- （※）支給額の遡減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。
- 平成28年8月1日施行（平成28年12月から支給）

（例）母1人子3人の場合のイメージ図



料 資 考 參

児童扶養手当の機能の拡充について

○ 概要

経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、政策パッケージを策定し、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、総合的な取組を充実する中で、児童扶養手当の多子加算額を引き上げ

- ・ 本体額(第1子分) 42,000円
- ・ 多子加算額の増額

第2子加算額	5,000円
第3子以降加算額	3,000円



10,000円
6,000円

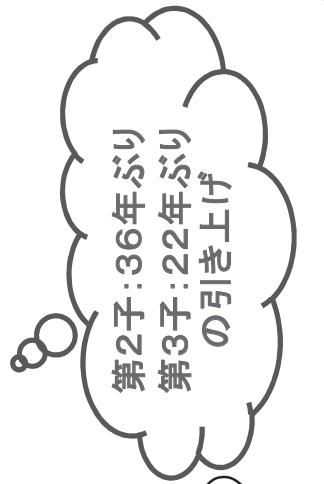
※年収に応じて支給額を逓減(第1子分と同じ取扱)

※平成29年度からは加算額についても物価スライドを適用

※全受給世帯数:約106万世帯(27年3月末)

(うち 第2子加算額 約33万世帯、第3子以降加算額 約10万世帯)

- ・ 補助率 国1/3 都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3



○ 平成28年度予算案

予算額 国費:1,746億円 地方:3,492億円 事業費:5,238億円

うち、多子加算額の増額による所要額(4ヶ月分)

国費:27.8億円 地方:55.6億円 事業費:83.4億円
(平年度化した場合 国費:83.4億円 地方:166.8億円 事業費:250.2億円)



児童扶養手当法改正法案を平成28年通常国会に提出(施行日は平成28年8月1日)

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)」

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。(支払いは平成27年4月～)

4. 手当月額(平成27年4月～)

- ・児童1人の場合 全部支給:42,000円 一部支給:41,990円から9,910円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目]5,000円 [3人目以降1人につき]3,000円

5. 所得制限限度額(収入ベース)

- ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯): 610.0万円

6. 受給状況

平成27年3月末現在の受給者数 1,058,231人 (母:989,534人、父:63,678人、養育者:5,019人)

7. 予算額(国庫負担分) [27年度予算]1,717.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担:国1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

これまでの経緯

子供の未来応援国民運動発起人集会における総理挨拶（平成27年4月2日）（抄）

- ・ 今後更に、就労しながらも、経済的に厳しい一人親家庭や多子世帯の自立を応援していく必要があります。子育て、生活、就業、経済面などについて一層の充実を図っていくとともに、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えていく必要があります。
- ・ 厚生労働大臣を始めとする関係閣僚に対し、充実施策の検討を指示し、夏を目的にその方向性を取りまとめ、年末を目的に財源確保を含めた政策パッケージを策定していきます。

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

「子供の未来応援国民運動」などの子供の貧困対策を推進し、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯への支援など、必要な財源を確保しつつ、集中的に実効性のある政策を投入する。これらの取組を進める際、財源を確保する方策について幅広く検討する。また、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実と併せて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等について、年末をめぐり政策パッケージを策定し、その取組を推進する。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）（平成27年8月28日）（抄）

ひとり親家庭について、養育費の確保の支援を図るとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進の機能のあり方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源確保策と併せて、児童扶養手当の機能の充実について検討する。

平成27年12月21日に子どもの貧困対策会議において
「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定

事 務 連 絡
平成 27 年 6 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等の円滑な貸付の実施について

平素はひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。）の修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭の児童等の進学を容易にする観点から設けられておりますが、これらの資金の貸付については、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮しているといった指摘があります。

つきましては、各都道府県等におかれましては、これらの資金の貸付につきまして、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭
福祉課母子家庭等自立支援室
生活支援係
電話：03-5253-1111（内線 7892）

平成26年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金

区分	平成26年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	29.3	6.4	78.5
2 青森県	52.3	8.7	89.6
3 岩手県	59.8	14.6	88.6
4 宮城県	43.5	13.6	81.6
5 秋田県	54.2	9.5	90.8
6 山形県	46.9	13.2	86.7
7 福島県	50.8	14.1	86.7
8 茨城県	48.1	11.0	94.5
9 栃木県	40.3	11.0	79.8
10 群馬県	44.2	8.4	89.5
11 埼玉県	57.9	15.0	85.2
12 千葉県	41.6	8.2	84.7
13 東京都	27.0	9.0	69.8
14 神奈川県	21.7	6.6	52.2
15 新潟県	57.8	8.7	92.9
16 富山県	45.9	9.1	91.5
17 石川県	49.2	5.5	88.4
18 福井県	40.7	5.0	93.1
19 山梨県	35.9	8.5	89.5
20 長野県	50.5	10.3	90.0
21 岐阜県	68.6	22.5	90.5
22 静岡県	50.6	4.3	89.5
23 愛知県	51.0	9.3	91.5
24 三重県	41.3	12.5	86.4
25 滋賀県	74.9	20.8	93.4
26 京都府	53.4	9.7	90.4
27 大阪府	53.2	15.3	90.2
28 兵庫県	61.1	17.6	93.0
29 奈良県	45.4	10.4	87.6
30 和歌山県	77.2	9.8	98.1
31 鳥取県	60.6	17.7	91.0
32 島根県	44.0	7.8	86.8
33 岡山県	55.1	26.7	84.3
34 広島県	60.6	12.0	92.5
35 山口県	32.9	8.6	86.2
36 徳島県	35.7	6.1	85.1
37 香川県	69.1	14.9	95.1
38 愛媛県	41.0	4.5	86.6
39 高知県	69.6	14.8	94.6
40 福岡県	38.1	11.0	87.4
41 佐賀県	34.2	12.5	87.5
42 長崎県	49.0	15.4	85.5
43 熊本県	65.7	20.0	89.7
44 大分県	40.8	8.6	84.2
45 宮崎県	47.1	12.1	89.6
46 鹿児島県	40.8	12.4	89.0
47 沖縄県	42.1	15.9	89.4
都道府県計	48.9	11.7	87.6

【指定都市、中核市】

区分	平成26年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	21.8	6.3	71.7
49 仙台市	22.1	3.9	80.5
50 さいたま市	54.5	13.0	91.4
51 千葉市	43.3	12.9	78.3
52 横浜市	25.9	5.6	81.9
53 川崎市	21.7	5.8	76.0
54 相模原市	31.5	14.8	73.1
55 新潟市	50.5	18.3	82.4
56 静岡市	38.9	2.7	82.7
57 浜松市	65.0	18.3	92.4
58 名古屋市	55.9	15.0	88.3
59 京都市	21.1	6.1	74.8
60 大阪市	25.9	6.8	72.2
61 堺市	40.8	7.0	83.9
62 神戸市	31.8	7.5	86.3
63 岡山市	32.3	6.7	82.4
64 広島市	42.4	7.4	85.3
65 北九州市	38.3	8.3	86.8
66 福岡市	14.2	3.1	81.8
67 熊本市	41.5	11.6	83.8
指定都市計	36.0	9.1	81.8
68 旭川市	24.0	3.5	76.6
69 函館市	21.5	6.8	72.1
70 青森市	63.5	12.3	90.5
71 盛岡市	37.0	10.2	78.6
72 秋田市	55.1	12.9	90.5
73 郡山市	36.9	11.5	87.1
74 いわき市	46.1	12.3	79.3
75 宇都宮市	34.2	7.7	81.0
76 前橋市	51.3	23.8	85.8
77 高崎市	58.7	11.5	93.4
78 川越市	80.4	12.6	95.0
79 船橋市	50.4	13.4	90.1
80 柏市	62.6	26.0	93.5
81 横須賀市	24.4	7.3	71.0
82 富山市	62.2	12.2	98.2
83 金沢市	41.4	7.5	88.5
84 長野市	35.4	13.9	76.8
85 岐阜市	46.8	9.1	87.7
86 豊橋市	64.4	7.2	94.7
87 岡崎市	58.5	12.4	93.9
88 豊田市	64.9	23.1	94.6
89 大津市	66.8	4.9	88.5
90 高槻市	40.3	8.2	91.6
91 東大阪市	37.2	8.7	85.2
92 豊中市	62.7	29.2	96.2
93 枚方市	36.5	6.2	87.6
94 姫路市	50.0	8.0	93.3
95 西宮市	35.8	9.0	84.6
96 尼崎市	37.3	5.9	89.5
97 奈良市	31.3	9.9	80.0
98 和歌山市	46.2	9.8	81.8
99 倉敷市	60.9	17.3	88.7
100 福山市	49.2	14.9	92.8
101 下関市	31.9	6.2	89.0
102 高松市	48.0	14.0	91.7
103 松山市	51.8	13.9	86.4
104 高知市	45.9	8.7	85.0
105 久留米市	29.6	5.8	75.8
106 長崎市	44.7	14.5	82.5
107 大分市	32.1	8.6	82.2
108 宮崎市	27.2	11.4	90.8
109 鹿児島市	13.3	4.9	72.7
110 那覇市	29.2	4.3	76.8
中核市計	44.8	10.5	84.8
合計	34.7	8.3	81.4

平成26年度母子父子寡婦福祉貸付金償還率について

② 父子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成26年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	-	-	-
2 青森県	-	-	-
3 岩手県	-	-	-
4 宮城県	-	-	-
5 秋田県	-	-	-
6 山形県	-	-	-
7 福島県	-	-	-
8 茨城県	-	-	-
9 栃木県	-	-	-
10 群馬県	-	-	-
11 埼玉県	-	-	-
12 千葉県	-	-	-
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	-	-	-
15 新潟県	-	-	-
16 富山県	-	-	-
17 石川県	-	-	-
18 福井県	-	-	-
19 山梨県	-	-	-
20 長野県	-	-	-
21 岐阜県	-	-	-
22 静岡県	-	-	-
23 愛知県	-	-	-
24 三重県	-	-	-
25 滋賀県	-	-	-
26 京都府	-	-	-
27 大阪府	-	-	-
28 兵庫県	-	-	-
29 奈良県	-	-	-
30 和歌山県	-	-	-
31 鳥取県	-	-	-
32 島根県	-	-	-
33 岡山県	-	-	-
34 広島県	-	-	-
35 山口県	-	-	-
36 徳島県	-	-	-
37 香川県	-	-	-
38 愛媛県	-	-	-
39 高知県	-	-	-
40 福岡県	-	-	-
41 佐賀県	-	-	-
42 長崎県	-	-	-
43 熊本県	-	-	-
44 大分県	-	-	-
45 宮崎県	-	-	-
46 鹿児島県	-	-	-
47 沖縄県	-	-	-
都道府県計	0.0	0.0	0.0

【指定都市、中核市】

区分	平成26年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	-	-	-
49 仙台市	-	-	-
50 さいたま市	-	-	-
51 千葉市	-	-	-
52 横浜市	-	-	-
53 川崎市	-	-	-
54 相模原市	-	-	-
55 新潟市	-	-	-
56 静岡市	-	-	-
57 浜松市	-	-	-
58 名古屋市	-	-	-
59 京都市	-	-	-
60 大阪市	-	-	-
61 堺市	-	-	-
62 神戸市	-	-	-
63 岡山市	-	-	-
64 広島市	100.0	0.0	100.0
65 北九州市	-	-	-
66 福岡市	-	-	-
67 熊本市	-	-	-
指定都市計	100.0	0.0	100.0
68 旭川市	-	-	-
69 函館市	-	-	-
70 青森市	-	-	-
71 盛岡市	-	-	-
72 秋田市	-	-	-
73 郡山市	-	-	-
74 いわき市	-	-	-
75 宇都宮市	-	-	-
76 前橋市	-	-	-
77 高崎市	-	-	-
78 川越市	-	-	-
79 船橋市	-	-	-
80 柏市	-	-	-
81 横須賀市	-	-	-
82 富山市	-	-	-
83 金沢市	-	-	-
84 長野市	-	-	-
85 岐阜市	-	-	-
86 豊橋市	-	-	-
87 岡崎市	-	-	-
88 豊田市	-	-	-
89 大津市	-	-	-
90 高槻市	-	-	-
91 東大阪市	-	-	-
92 豊中市	-	-	-
93 枚方市	-	-	-
94 姫路市	-	-	-
95 西宮市	-	-	-
96 尼崎市	-	-	-
97 奈良市	-	-	-
98 和歌山市	-	-	-
99 倉敷市	-	-	-
100 福山市	-	-	-
101 下関市	-	-	-
102 高松市	-	-	-
103 松山市	-	-	-
104 高知市	-	-	-
105 久留米市	-	-	-
106 長崎市	-	-	-
107 大分市	-	-	-
108 宮崎市	-	-	-
109 鹿児島市	-	-	-
110 那覇市	-	-	-
中核市計	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	0.0	100.0

平成26年度母子寡婦福祉貸付金償還率について

③ 寡婦福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成26年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	36.2	5.3	84.6
2 青森県	47.0	7.6	96.0
3 岩手県	54.0	9.3	91.6
4 宮城県	42.7	7.4	88.0
5 秋田県	53.1	10.0	90.5
6 山形県	67.7	21.6	94.4
7 福島県	37.2	11.1	79.3
8 茨城県	70.6	40.3	99.3
9 栃木県	25.6	9.3	69.8
10 群馬県	37.5	6.2	87.7
11 埼玉県	53.8	9.0	85.7
12 千葉県	43.3	6.6	93.3
13 東京都	—	—	—
14 神奈川県	18.4	6.7	48.1
15 新潟県	50.1	13.5	99.5
16 富山県	40.5	7.8	96.4
17 石川県	37.3	5.4	87.2
18 福井県	53.6	15.4	100.0
19 山梨県	20.3	9.8	92.3
20 長野県	39.1	5.7	93.4
21 岐阜県	53.3	13.0	91.8
22 静岡県	47.2	5.1	86.7
23 愛知県	60.3	8.4	91.2
24 三重県	40.9	16.1	83.7
25 滋賀県	85.4	27.2	98.8
26 京都府	38.5	8.7	94.2
27 大阪府	61.1	21.2	93.1
28 兵庫県	37.2	8.6	92.9
29 奈良県	26.6	3.3	87.7
30 和歌山県	59.6	13.4	95.7
31 鳥取県	40.6	9.9	88.1
32 島根県	37.1	8.5	88.4
33 岡山県	30.1	9.4	98.2
34 広島県	52.2	9.6	96.8
35 山口県	17.6	5.4	88.8
36 徳島県	29.3	3.9	89.0
37 香川県	38.9	12.5	91.0
38 愛媛県	21.1	2.8	82.4
39 高知県	57.1	25.5	87.9
40 福岡県	43.3	7.9	97.6
41 佐賀県	27.6	8.5	83.8
42 長崎県	20.0	5.1	100.0
43 熊本県	89.1	23.0	99.4
44 大分県	35.3	18.9	83.3
45 宮崎県	43.4	8.3	95.4
46 鹿児島県	31.0	9.4	98.3
47 沖縄県	40.5	13.6	88.4
都道府県計	43.3	11.2	90.2

【指定都市、中核市】

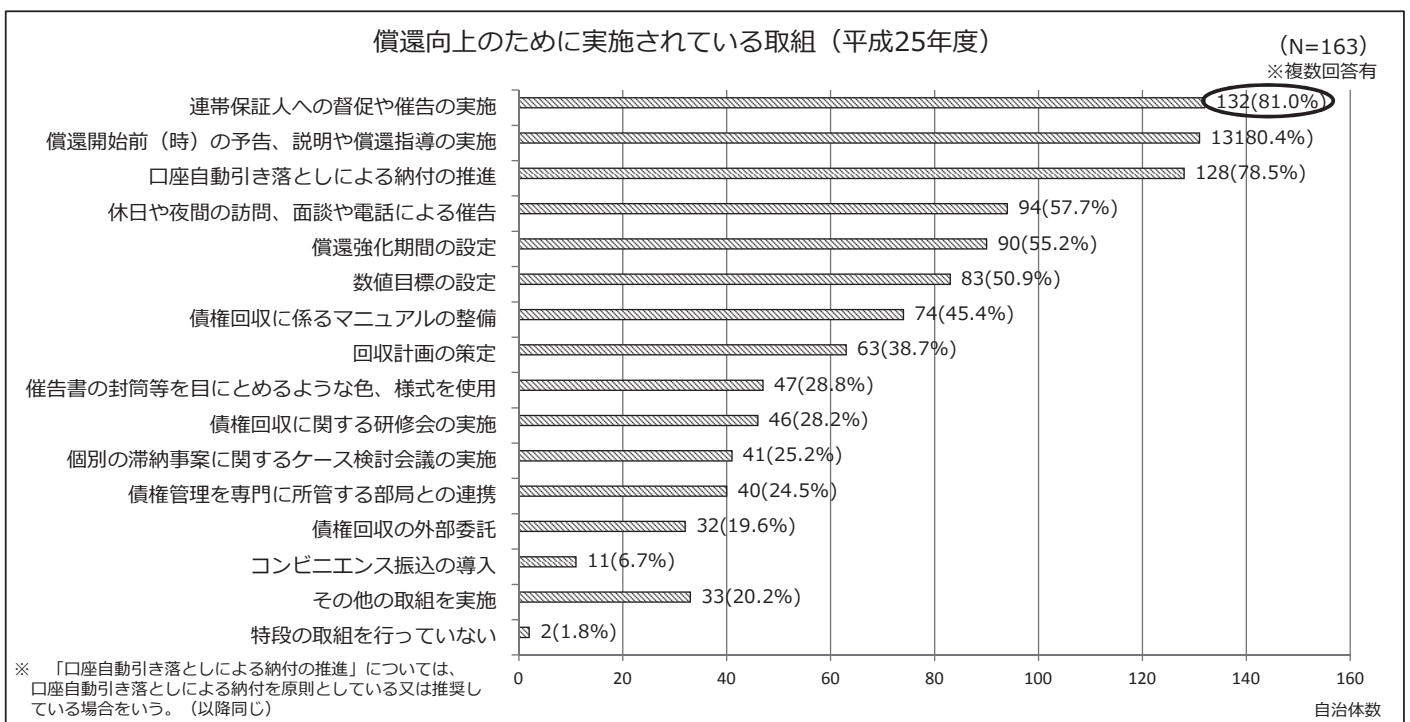
区分	平成26年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	28.9	9.8	79.0
49 仙台市	19.7	6.6	78.2
50 さいたま市	76.7	21.0	97.7
51 千葉市	50.4	9.4	85.4
52 横浜市	24.5	4.1	84.8
53 川崎市	14.8	2.6	80.9
54 相模原市	29.8	8.8	83.9
55 新潟市	70.1	13.4	96.0
56 静岡市	53.1	2.7	89.4
57 浜松市	70.1	31.4	94.3
58 名古屋市	67.0	22.7	92.8
59 京都市	23.2	7.3	83.8
60 大阪市	29.5	6.1	75.0
61 堺市	44.0	10.1	87.8
62 神戸市	16.7	3.2	88.4
63 岡山市	18.0	6.6	100.0
64 広島市	40.4	7.3	86.0
65 北九州市	42.9	7.4	91.8
66 福岡市	19.6	1.6	85.1
67 熊本市	46.9	9.1	94.1
指定都市計	39.3	9.6	87.7
68 旭川市	36.6	7.6	75.6
69 函館市	27.8	4.7	72.8
70 青森市	79.6	1.6	96.0
71 盛岡市	28.3	8.0	69.8
72 秋田市	77.0	13.5	99.2
73 郡山市	22.9	7.1	100.0
74 いわき市	43.5	3.5	76.5
75 宇都宮市	26.5	4.4	95.6
76 前橋市	57.2	20.4	94.6
77 高崎市	81.9	81.8	81.9
78 川越市	44.6	1.0	90.8
79 船橋市	65.2	46.4	87.5
80 柏市	29.6	15.9	68.1
81 横須賀市	16.7	2.0	62.7
82 富山市	33.5	4.9	85.2
83 金沢市	28.7	3.9	89.8
84 長野市	34.7	0.9	95.8
85 岐阜市	36.2	5.8	100.0
86 豊橋市	98.3	—	98.3
87 岡崎市	100.0	0.0	100.0
88 豊田市	100.0	—	100.0
89 大津市	61.5	0.0	100.0
90 高槻市	34.7	4.3	95.5
91 東大阪市	49.2	8.1	87.6
92 豊中市	53.9	4.2	96.4
93 枚方市	77.9	15.2	97.5
94 姫路市	52.4	9.6	93.8
95 西宮市	25.9	3.8	96.4
96 尼崎市	83.4	10.1	91.6
97 奈良市	24.2	6.4	72.5
98 和歌山市	48.3	11.3	87.3
99 倉敷市	26.1	3.5	100.0
100 福山市	35.3	8.5	97.7
101 下関市	11.5	2.0	80.2
102 高松市	20.6	11.4	81.8
103 松山市	22.8	5.3	75.8
104 高知市	42.4	10.6	84.5
105 久留米市	24.5	3.0	88.0
106 長崎市	35.6	7.1	88.3
107 大分市	16.5	3.7	78.6
108 宮崎市	12.0	8.3	98.5
109 鹿児島市	12.7	5.3	66.9
110 那覇市	24.0	3.3	74.4
中核市計	43.4	11.7	87.8
合計	36.1	8.0	87.0

母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る取組状況(※)について

1. 償還率向上のために実施している取組例
2. 地方自治体が効果が高いと考えている取組例
3. 債権回収計画の策定状況等

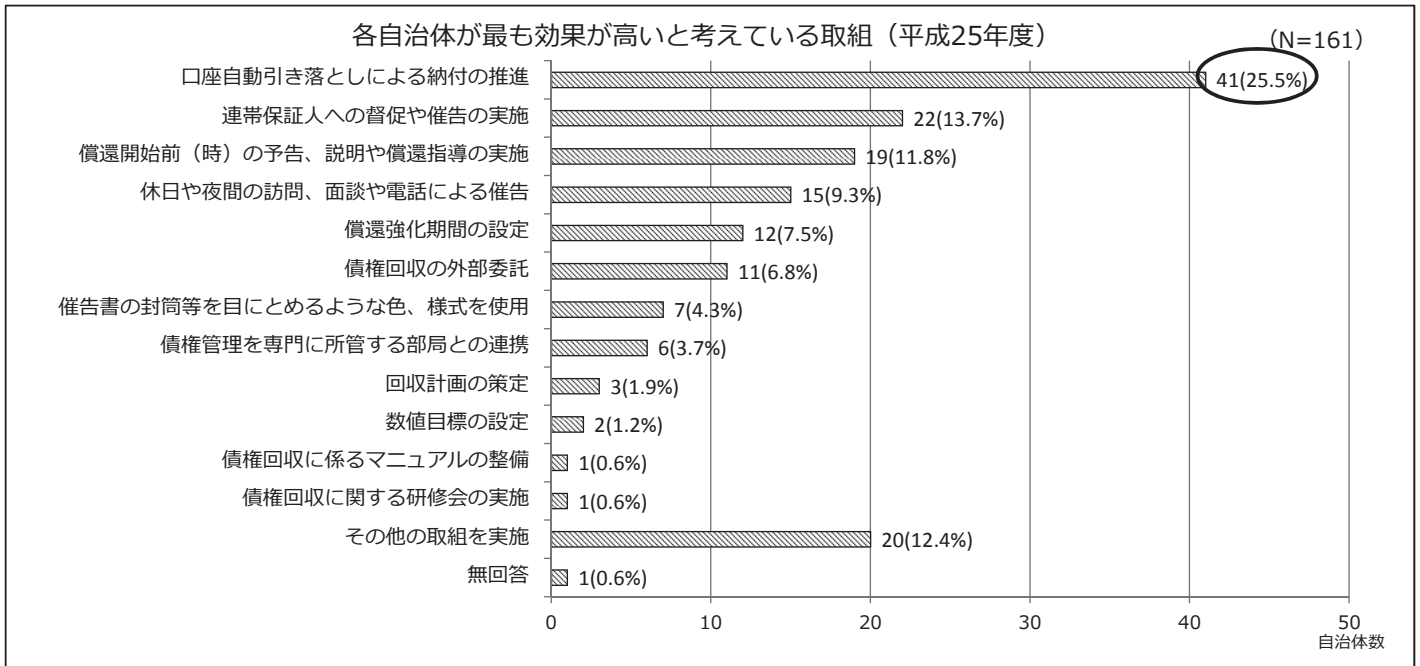
(※) 母子寡婦福祉資金の貸付事務を行う都道府県・指定都市・中核市及び条例に基づき償還事務を処理することとされている地方自治体(合計163団体)を対象に平成25年度の取組状況についてとりまとめた。

- 償還率向上のために実施している取組として最も多かったのが「連帯保証人への督促や催告の実施」(132自治体、81.0%)、次いで、「償還開始前(時)の予告、説明や償還指導の実施」(131自治体、80.4%)、「口座自動引き落としによる納付の推進」(128自治体、78.5%)となっている。



(出典) 家庭福祉課調べ

- 平成25年度において、償還率向上のために実施している取組で、**各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、「口座引き落としによる納付の推進」（41自治体、25.5%）が最も多く**、次いで、「連帯保証人への督促や催告の実施」（22自治体、13.7%）、「その他の償還率を向上させるための取組」（20自治体、12.4%）となっている。



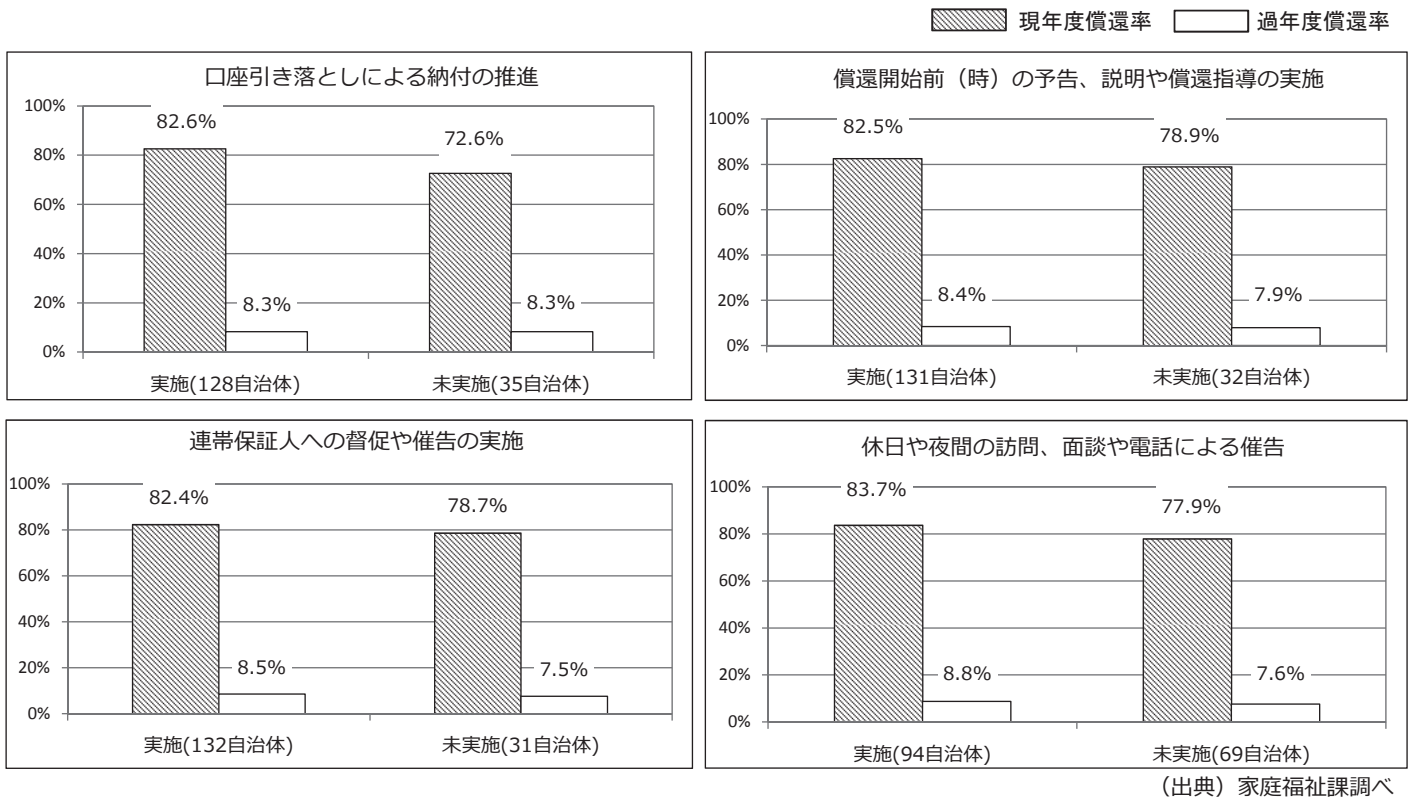
(出典) 家庭福祉課調べ

- 「その他の取組を実施している」自治体の取組例のうち主なものは以下のとおり。

- 口座振替は当月分のみ対応であり、滞納分を金融機関で収める時間がないなどの意見があったため、**土日や朝7時から夜9時まで利用できるゆうちょ銀行ATMによる現金払い込み**を平成26年度から公金指定により開始。
- 滞納者は経済的に困窮していることが多いため、**母子・父子自立支援員から絶えず連絡（督促・催告以外）**を取り、状況把握と就労支援などを組み合わせ、中長期的な視野で償還につなげる。
- 給与収入がありながら、再三の催告等に応じない者で、未納が長期化している者に対し、**支払い督促の実施**。
- 償還協力員等の**嘱託職員による訪問集金**を行っている。
- **民間金融機関の債権回収経験者を非常勤嘱託職員として雇用**。ノウハウを活かして回収にあたっている。
- **福祉資金貸付金の管理システムを導入し、滞納状況等の管理を債務者ごとに行い、滞納者には間断なく連絡**し、過去の交渉記録も保存。

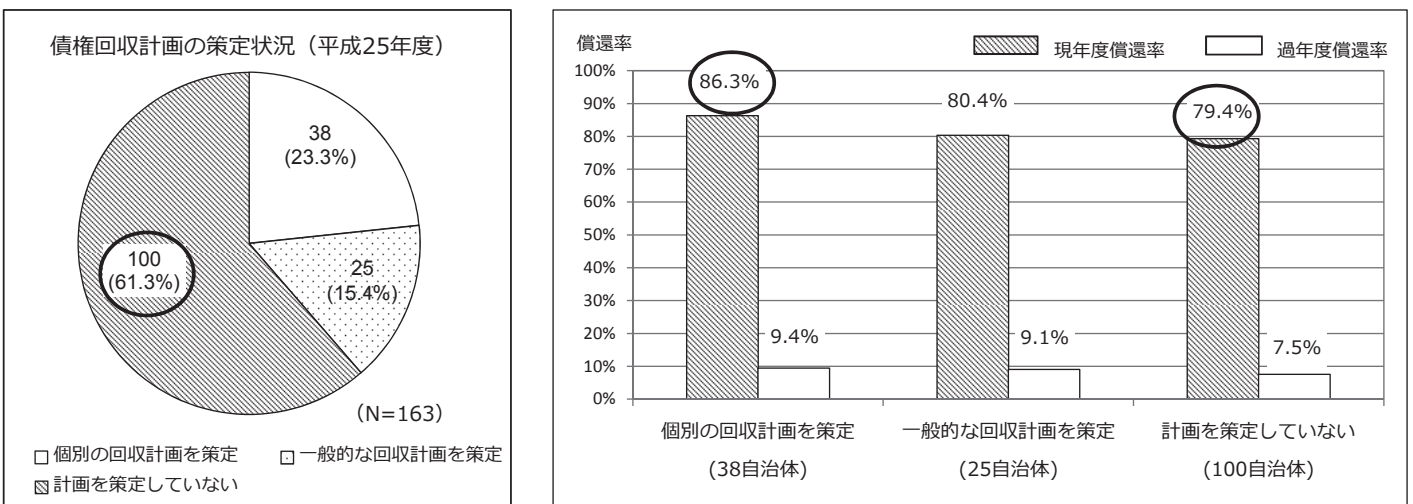
(出典) 家庭福祉課調べ

- 自治体が最も効果が高いと考えている取組のうち主なものについて、実施自治体と未実施自治体の平成25年度における現年度平均償還率及び過年度平均償還率の状況は下記のとおり。



- 債権回収計画の策定状況については、「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体が38自治体(23.3%)、「個別の回収計画は策定していないが、債権に関する一般的な回収計画を策定している」自治体が25自治体(15.4%)、「**計画を策定していない**」自治体が**100自治体(61.3%)**となっている。

- 「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体と「計画を策定していない」自治体の平成25年度現年度償還率には、**6.9%の差**がある。



- 裁判所への法的措置(例: 民事訴訟や支払督促)について、過去5年の間に「実施したことがある」自治体が23自治体(14.1%)、「実施したことがない」自治体が140自治体(85.9%)となっている。

(出典) 家庭福祉課調べ

母子・父子自立支援員の設置状況

(平成26年度末現在)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況			備考
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子・父子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)	
北海道	14	68	82	35	34	97%	
青森県	6	5	11	10	4	40%	
岩手県	25	8	33	14	3	21%	
宮城県	13	24	37	13	3	23%	
秋田県	4	17	21	13	13	100%	
山形県	8	13	21	13	13	100%	
福島県	21	6	27	13	3	23%	
茨城県	12	14	26	32	13	41%	
栃木県	5	25	30	14	14	100%	
群馬県	10	14	24	12	11	92%	
埼玉県	22	35	57	40	17	43%	
千葉県	21	76	97	37	36	97%	27年4月から100%
東京都	1	167	168	49	49	100%	
神奈川県	6	53	59	19	18	95%	
新潟県	9	13	22	20	3	15%	
富山県	2	11	13	10	10	100%	
石川県	4	16	20	19	19	100%	
福井県	3	9	12	9	9	100%	
山梨県	9	15	24	13	13	100%	
長野県	10	23	33	19	19	100%	
岐阜県	9	28	37	21	21	100%	
静岡県	8	12	20	23	4	17%	
愛知県	8	66	74	38	38	100%	
三重県	5	17	22	15	15	100%	
滋賀県	4	17	21	13	13	100%	
京都府	12	50	62	15	15	100%	
大阪府	4	79	83	34	34	100%	
兵庫県	7	60	67	29	29	100%	
奈良県	5	15	20	14	14	100%	
和歌山県	8	8	16	9	7	78%	
鳥取県	2	17	19	17	17	100%	
島根県	0	26	26	19	19	100%	
岡山県	3	25	28	18	15	83%	
広島県	1	40	41	23	21	91%	
山口県	8	16	24	14	14	100%	
徳島県	9	11	20	8	8	100%	
香川県	4	10	14	8	8	100%	
愛媛県	3	12	15	11	11	100%	
高知県	2	5	7	11	3	27%	
福岡県	31	57	88	28	16	57%	
佐賀県	6	12	18	10	10	100%	
長崎県	3	15	18	14	13	93%	
熊本県	9	19	28	14	14	100%	
大分県	0	20	20	14	14	100%	
宮崎県	14	4	18	9	1	11%	県が委嘱する母子・父子自立支援員が全ての市及び福祉事務所設置町村に配置されている。
鹿児島県	15	9	24	21	3	14%	
沖縄県	11	6	17	11	3	27%	
合計	396	1,268	1,664	865	684	79%	

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	19
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	0
相模原市	14
新潟市	11
静岡市	8
浜松市	2
名古屋市	22
京都市	32
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	7
広島市	8
北九州市	10
福岡市	23
熊本市	2

(単位：人)

中核市	
旭川市	3
函館市	4
青森市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
宇都宮市	2
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
船橋市	5
柏市	3
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	2
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	2
東大阪市	7
豊中市	1
枚方市	2
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
大分市	5
宮崎市	4
鹿児島市	6
那覇市	4

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業	事業内容
1 ハロワーワークによる支援 ・マザーズハロワーワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業(H15度創設) ・平成26年度自治体実施率100.0%(110/110) ・相談件数:8万8422件 ・就職件数:6377件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハロワーワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業(H17度創設) ・平成26年度自治体実施率66.6%(601/903) ・プログラム策定数:7104件	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の2割相当額(上限10万円)を支給する。
4 自立支援教育訓練給付金(H15度創設) ・平成26年度自治体実施率93.9%(848/903) ・支給件数:647件 ・就職件数:488件	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円)、上限2年)を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金(H15度創設) ・平成26年度自治体実施率94.2%(851/903) ・総支給件数:6961件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数:2804人 (看護師1076人、准看護師1170人、保育士225人、介護福祉士83人等) ・就職者数:2217人 (看護師961人、准看護師810人、保育士175人、介護福祉士75人等)	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金(入学準備金50万円、就職準備金20万円)を貸し付ける。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(H27度創設(補正))	ひとりにて親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(H27度創設)	※110自治体(都道府県、政令市、中核市の合計)、903自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成26年度実績)																	
市等	自立促進計画	都道府県							自立促進計画	市等							
		自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の総合的な支援のための相談窓口の強化事業
										母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
北海道・東北ブロック	1北海道	◎	◎	◎	◎	◎			札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、石狩市、稚内市、帯広市、釧路市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美幌市、岩見沢市、美幌市、赤平市、赤平市、赤平市、滝川市、滝川市、砂川市、砂川市、深川市、深川市、小樽市、小樽市、小樽市、室蘭市、室蘭市、室蘭市、苫小牧市、小牧市、登別市、登別市、伊達市、伊達市、北斗市、北斗市、士別市、士別市、名寄市、名寄市、富良野市、富良野市、稚内市、稚内市、北見市、北見市、網走市、網走市、帯広市、帯広市、釧路市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、網走市、滝川市、深川市、名寄市、名寄市、赤平市、赤平市、赤平市、知内町、名寄市、富良野市、北見市、帯広市(17/179)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、美幌市、美幌市、美幌市、網走市、網走市、滝川市、深川市、名寄市、名寄市、赤平市、赤平市、赤平市、知内町、名寄市、富良野市、北見市、帯広市(2/179)			
	2青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市(1/1)	0/9	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市(7/10)	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、平川市(7/10)	青森市、弘前市、三沢市(3/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は青森市の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は青森市の事業対象に含め実施)(39/40)	
	3岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		盛岡市、大船渡市、釜石市(3/14)	盛岡市(1/1)	0/13	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(13/14)	(県の事業対象に含め実施)(14/14)	(県の事業対象に含め実施)(33/33)		
	4宮城県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	仙台市、気仙沼市(2/13)	仙台市(1/1)	0/12	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩手市、登米市、栗原市、大崎市(11/13)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩手市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩竈市、名取市(3/35)	仙台市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(35/35)	

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

市等	自立促進計画	都道府県							自立促進計画	市等							
		自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の総合的な支援のための相談窓口の強化事業
										母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
北海道・東北ブロック	5秋田県	◎	◎	◎	◎				秋田市、にかほ市、大館市(3/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、仙北市、北秋田市、にかほ市、湯沢市(10/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市(9/13)	0/13	大館市、湯上市、大仙市、仙北市(5/25)	0/25	
	6山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		尾花沢市(1/13)	-	0/13	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市(11/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市(11/13)	0/13	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市、村山市(県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)	
	7福島県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	0/11	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市(12/13)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市(12/13)	(県の事業対象に含め実施)(13/13)	0/59	0/59	
関東ブロック	8茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		日立市、鹿嶋市、稲敷市(3/32)	-	0/32	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大高市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、小美玉市、牛久市、神栖市(25/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	

	都道府県										市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業			
			自立教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
			自立教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業																
関東ブロック	9	栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(10/14)	宇都宮市(1/1)	0/13	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(13/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(25/25)	宇都宮市(1/25)				
	10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	沼田市(1/12)	前橋市、高崎市(2/2)	0/10	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、高岡市、藤岡市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)	0/35	0/35					
	11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(39/40)	さいたま市、川越市(2/2)	0/38	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、越谷市、戸田市、狭山市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市(5/63)	さいたま市、川越市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(63/63)	川越市(1/40)				

	都道府県										市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業			
			自立教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
			自立教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業																
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	千葉市、船橋市、柏市、松戸市、野田市(5/37)	千葉市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市(2/34)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市、大網白里市、八街市(32/37)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市、大網白里市(30/37)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、浦安市(9/37)	千葉市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/54)	千葉市、船橋市、野田市(9/54)	松戸市(1/37)				

		都道府県							市等									
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		
				自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	13東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、江戸川区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(14/49)	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
									中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、江戸川区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(14/49)	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、江戸川区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(14/49)	小金井市(1/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(37/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(43/62)	新宿区、品川区、世田谷区、豊島区、練馬区、府中市、国立市、国分寺市、日野市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(20/62)	杉並区(17/49)		

		都道府県							市等									
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		
				自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	14神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	横浜市の川崎市、相模原市、厚木市(4/19)	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
									横浜市の川崎市、相模原市、厚木市、横須賀市(4/4)	横浜市の川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市の川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市の川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市の川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(29/33)	横浜市の川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)				
中部ブロック	15新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
									新潟市(1/1)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕糸魚川市、五泉市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市(16/20)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕糸魚川市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市(16/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(30/30)				
	16富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	0/10	富山市(1/1)	0/9	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(15/15)	(県の事業対象に含め実施)	富山市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(14/15)		

自立促進計画	都道府県							市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				
中部ブロック	17	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、かほく市、小松市、羽咋市、白山市(5/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、小松市、加賀市、能美市、野々市市(5/11)	金沢市、七尾市、白山市、能美市、野々市市、中能登町(6/19)	金沢市、白山市、(左記の市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)
	18	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	越前市(1/9)	—	0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町(9/17)	越前市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)
	19	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	都留市(1/13)	—	0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、斐崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、斐崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、上野原市(7/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	0/27)
	20	長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長野市、上田市(2/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、茅野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、東御市(17/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、東御市(17/19)	0/19)	松本市、上田市、須坂市、伊那市、茅野市、千曲市、安曇野市、上松町、白馬村(9/77)	(県の事業対象に含め実施)(77/77)

自立促進計画	都道府県							市等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
中部ブロック	21	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)	0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	大垣市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)	大垣市、下呂市(2/42)	岐阜市、関市、可児市、瑞浪市(4/42)	瑞穂市(1/21)
	22	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、牧之原市(3/23)	静岡市、浜松市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(16/35)	静岡市、浜松市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(15/35)	静岡市(1/21)

		自立促進計画	都道府県							総合的な支援のための相談窓口の強化事業	市等							
			自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	自立促進計画		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
											母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
中部ブロック	23愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、高浜市、日進市、田原市、清須市、北名古屋(18/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/34)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(37/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、春日井市、碧南市、刈谷市、清須市、みよし市(14/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋、長久手市(30/54)	名古屋市、豊橋市、西尾市、知多市、瀬戸市、蒲郡市、犬山市、長久手市(10/54)	
	24三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鈴鹿市、亀山市、津市、志摩市、伊賀市(5/15)	—	0/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市、名張市(多気町以外の市在住者は県の事業対象に含め実施)(5/15)	(県の事業対象に含め実施)(29/29)	名張市(県内の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(29/29)	

		自立促進計画	都道府県							総合的な支援のための相談窓口の強化事業	市等							
			自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	自立促進計画		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
											母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
近畿ブロック	25滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大津市、彦根市、近江八幡市、湖南市(4/13)	大津市(1/1)	0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市、東近江市(左記以外の市在住者は県の事業対象に含め実施)(13/13)	大津市(大津市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(19/19)	草津市、甲賀市、東近江市(日野町、竜王町の在住者は県の事業対象に含め実施)(5/19)	
	26京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市(京都市以外の市等在住者は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、長岡京市、南丹市(6/26)		
	27大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、泉南市、島本町(29/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(4/29)	吹田市、松原市、柏原市、交野市(4/29)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、河内長野市、寝屋川市、藤井寺市、四條畷市、泉南市、島本町(大阪府、泉南市、東大阪市、豊中市、枚方市以外の市等在住者は府の事業対象者に含めて実施)(43/43)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、泉南市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市以外の市等在住者は府の事業対象者に含めて実施)(40/43)	大阪市(1/34)	

	都道府県										市等							
	自立促進計画	母子家庭等・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29/4/4)	神戸市、姫路市、明石市(1/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、川西市、朝来市(13/29)	神戸市、姫路市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	神戸市、西宮市(2/41)	明石市、三田市(2/29)	
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	0/12	奈良市、大和高田市、大和郡山田、大和郡山田、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山田、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(13/13)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/39)	奈良市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/39)	
	30	和歌山県	◎	◎	◎	○	◎	○		和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	0/8	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(30/30)	和歌山市(1/1)		

	都道府県										市等							
	自立促進計画	母子家庭等・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
中国ブロック	31	鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		倉吉市(1/17)	0/17	倉吉市、岩美町、若桜町、琴浦町、北栄町、日南町、日野町、江府町、智頭町(9/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、日野町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南郷町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、智頭町(17/17)	米子市(1/17)	(県の事業対象に含めて実施)(19/19)	米子市、倉吉市(2/19)		
	32	島根県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		松江市、益田市、出雲市、隠岐の島町(4/19)	0/19	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、津江市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、津江市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(19/19)	(県の事業対象に含めて実施)(19/19)	(県の事業対象に含めて実施)(19/19)		
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎			岡山市、倉敷市(2/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(2/2)	0/16	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市(7/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、浅口市、新見市(10/18)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市、美作市、新見市(7/18)	倉敷市、瀬戸内市(2/27)	岡山市(1/27)	
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	0/20	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、府中町(22/23)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、府中町(23/23)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、府中町(11/22)	広島市、府中市、三原市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(22/23)	

自立促進計画	都道府県								市等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
中国ブロック	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
四国ブロック	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

自立促進計画	都道府県								市等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	都道府県								市等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
九州ブロック	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	○	大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	0/13	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(12/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、津久見市、竹田市(14/14)	大分市、竹田市、豊後大野市(県と共同実施、大分市以外の市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(14/14)	大分市(1/18)	0/18	
	45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	都城市、延岡市、日南市(3/9)	宮崎市(1/1)	0/8	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、えびの市、串間市(9/9)	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、串間市(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	宮崎市(1/26)	
	46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	阿久根市、薩摩川内市、日置市(3/21)	鹿児島市(1/1)	0/20	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、長島町、屋久島町(21/21)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、屋久島町(21/21)	鹿児島市(1/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(43/43)	鹿児島市(1/43)	
	47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市(4/11)	(那覇市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(1/1)	0/11	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖繩市、豊見城市、南城市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖繩市、豊見城市、南城市(9/11)	那覇市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(11/11)	那覇市(那覇市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(41/41)	(県の事業対象に含めて実施)(41/41)	

	都道府県								市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
都道府県合計	継続して実施(◎)	47	47	47	47	41	27	25	2	平成26年度実施状況								
	平成27年度以降に実施予定(○)	0	0	0	0	1	0	6	5	229/856 (26.8%)	63/63 (100.0%)	20/793 (2.5%)	801/856 (93.6%)	804/856 (93.9%)	560/856 (65.4%)	953/1741 (54.7%)	818/1741 (47.0%)	7/856 (0.8%)
	実施予定なし	0	0	0	0	5	20	16	40									

<都道府県を含む実施状況>

自立促進計画	平成26年度実施状況								
	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
	276/903 (30.6%)	110/110 (100.0%)	20/793 (2.5%)	848/903 (93.9%)	851/903 (94.2%)	601/903 (66.6%)	980/1788 (54.8%)	843/1788 (47.1%)	9/903 (1.0%)

雇児福発 0122 第 1 号
平成 28 年 1 月 22 日

日本弁護士連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
(公印省略)

地方自治体における弁護士による養育費相談等の取組への
協力について (依頼)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にありますが、これらの方の自立のためには、

- ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・安定した就労による自立の実現

が必要と考えます。

このため、厚生労働省では、昨年 12 月にとりまとめられた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭について、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしています。この中では、

- ・支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期 (8 月) 等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備
- ・地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

等により、養育費の取り決めに促進することとしています。

これらの取組を推進するため、今後、事業の実施主体である都道府県・市町村においては、福祉事務所や母子家庭等就業・自立支援センターへの弁護士の派遣、個別の相談者に対する弁護士の紹介等を行うことが予定されていますが、その際には、地域の弁護士会との連携が必要となります。

貴会におかれましては、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の主旨を御理解いただき、全国の弁護士会に対して、本通知の内容を周知いただくとともに

に、都道府県・市町村による事業の実施について御協力いただきますようお願いいたします。

(参考資料)

別添1 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(概要)(養育費関係:p5,6)

別添2 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)(養育費関係:p2,4)

別添3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(参考資料)

(養育費関係:p1,6~8)

別添4 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(案)

別添5 母子家庭等就業・自立支援事業(案)

※参考資料の添付は省略。

- ◆事業名 : こども養育支援事業
- ◆兵庫県明石市（政策部市民相談室）
- ◆キーワード：『こども養育支援ネットワーク』
- ◆事業ポイント
 - 庁内及び関係機関を含めた「こども養育支援ネットワーク」が構築されている。
 - 各種相談体制を整備し、ワンストップサービスを提供している。
 - 参考書式・パンフレット等の配布により、養育費や面会交流の取り決めを促している。

◆事業の概要

項目	内容
①開始時期	平成 26 年 4 月
②実施体制	明石市政策部市民相談室市民相談係
③スタッフ	市民相談係職員（弁護士、社会福祉士、臨床心理士を含む。） こども養育専門相談については、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）に委託
④事業内容	① 相談体制の充実化 ② 参考書式（合意書・養育プラン・作成の手引き）の配布 ③ 関係機関との連携 ④ 「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布 ⑤ パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布 ⑥ 親子交流サポート事業の開始 ⑦ 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」の試行実施
⑤事業実績（H26 年度）	こども養育専門相談：26 件 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」：参加者 25 名
⑥事業費（H26 年度）	385,000 円 委託料、報償費、消耗品費、旅費

◆事業経緯

明石市では、「こども」を市政運営の特に重要なキーワードとして位置づけ、「こどもを核としたまちづくり」に積極的に取り組んでいる。まちの未来でもある「こども」が健やかに成長できるようにするため、「こども」の健全育成に大きな影響を及ぼす離婚時や別居時における「こども」の養育について支援を実施している。

事業経緯としては、平成 24 年 4 月の改正民法の施行に伴って、平成 25 年度から庁内での検討を開始し、平成 26 年 2 月には第 1 回「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催した。そして、平成 26 年 4 月から、①相談体制の充実化、②参考書式の配布、③関係機関との連携の 3 つを柱とした「こども養育支援事業」を開始した。

また、平成 26 年 10 月からは、④「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布、⑤パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布、⑥親子交流サポート事業の開始といった支援策を追加し、平成 27 年 1 月には ⑦講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」を試行的に実施した。

◆支援対象者

支援対象者は、親が離婚又は別居していることと未成年の子がいて離婚を考えている又は離婚をした親である。

◆事業体制

政策部市民相談室市民相談係が主体であり、弁護士、社会福祉士、臨床心理士の各資格を持つ市

③ 関係機関との連携

離婚や別居に伴う養育支援のあり方などに関する関係機関との意見交換及び情報共有を行うため、定期的に「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催している。この会議での提案をもとに、子ども養育支援事業の施策を展開している。

④ 「子どもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布

離婚や別居後におけるこどもの情報を父母間で共有し、こどもの養育に役立てるため、こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するための冊子（養育手帳）を希望者に配布している。

⑤ パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布

親が離婚する場合におけるこどもの気持ちを父母に伝え、子どもへの配慮を促すため、パンフレットを作成し、参考書式等とともに離婚届に挟んで配布している。親へのアドバイスや年代別のこどもの気持ちと対応の仕方が提示されており、また、母子・父子家庭への支援策の紹介として医療費の助成、各種手当や相談窓口等が記載されている。

⑥ 親子交流サポート事業の開始

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料で利用してもらう。プラネタリウムのファミリーシートやイベントの優先予約もすることができる。市内に居住する中学生以下のこどもとの面会交流が対象となる。

⑦ 講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」の試行実施

平成27年1月25日に、未成年のこどもがいて離婚を考えている又は離婚をした父母を対象に、離婚後の子育てに関する講座を試行的に実施した。

3部構成で、第1部は、市職員が養育費と面会交流や児童扶養手当などのこどもを支える行政サービスについて説明した。第2部は、離婚時にこどもが心配しやすいことやそれへの対応のしかたを学ぶため、こどもの気持ちを考えるワークショップ（FAITプログラム）を行った。このプログラムは心理学を専門とする大学教授や臨床心理士らのグループが実施した。第3部は個別相談会で、弁護士職員と臨床心理士が相談に応じた。

◆関係機関との連携

左記のとおり、「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」を開催している。参加者は市の関係部署、法テラス兵庫地方事務所、FPIC 大阪ファミリー相談室、兵庫県弁護士会、兵庫県臨床心理士会、兵庫県社会福祉士会、明石公証役場、弁護士、大学教員である。また、神戸家庭裁判所がオブザーバーとして参加している。

◆事業実績

平成26年度における離婚に関する法律相談は148件、子ども養育専門相談は26件である。法テラス窓口への相談件数は900件以上で、うち離婚関連は180件以上である。

「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」は、平成26年2月、5月、8月に開催している。

講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」には、定員20名を超える応募があり、25名が参加した。

◆周知活動

子ども養育支援事業については、市の広報紙で特集を組んで紹介したり、自治会回覧で周知したりするなどしている。参考書式やパンフレット等の配布物は、すべて市のホームページで公開しており、自由に利用することができる。

◆事業予算

平成26年度の予算は、385,000円である。およそ半分は子ども養育専門相談に関するFPICへの委託料である。

◆事業の効果

参考書式やパンフレットは、未成年のこどもの有無にかかわらず、離婚届に挟んで全員に配布している。市に提出するものではないため、利用状況を具体的に把握することは難しいが、市民からの問い合わせ時や、弁護士による法律相談の際にも説明に利用してもらうなどしており、一定の利用数はあるものと考えている。また、FPIC相談員からは「使いやすい」と評価されている。

講座「離婚後の子育てとこどもの気持ち」では、参加者から「子どもへの対応を考えるいい機会と

なった」などの感想があり、おおむね好評であった。

他の自治体や各種団体から、こども養育支援事業について、数多く視察や問い合わせを受けている。九州のある自治体や中部のある自治体では、明石市の参考書式を再配布しており、また、関東のある自治体では、明石市の参考書式をもとに作成した書式を配布することを検討している。

◆今後の目標

今後も「明石市こども養育支援ネットワーク連絡会議」において必要な支援策を検討し、実施していく予定である。平成27年度には、親の離婚や別居を経験したこどもたちが体験を話し合うことができる「こどもふれあいキャンプ」を実施する予定である。

社会的養護の現状（施設数、里親数、児童数等）

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	
	区分	養育里親				ホーム数	委託児童数
(里親は重複登録有り)	養育里親	7,893世帯	9,949世帯	3,644世帯	4,731人	257か所	1,172人
	専門里親	676世帯		2,905世帯	3,599人		
	養子縁組里親	3,072世帯		174世帯	206人		
	親族里親	485世帯		222世帯	224人		
				471世帯	702人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)

※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合)
0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童5.5:1(→4:1)
3歳以上4:1(→3:1)
3歳未満2:1

* ()は27年度予算

601か所
定員33,579人
現員28,183人

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直
26年度298か所→31年度目標390か所

小規模グループケア (分園型)

(本園ユニットケア)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

26年度1,078か所→

31年度目標1,870か所(乳児院等を含む)

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

133か所

定員3,872人、現員3,022人

里親等委託率 = $\frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$

27年3月末 16.5% →31年度目標 22%

→41年度までに、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者
合わせて3人

26年度257か所

→31年度目標

520か所
→将来像1,000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護
児童4人まで

登録里親数 9,949世帯

うち養育里親 7,893世帯

専門里親 676世帯

養子縁組里親 3,072世帯

親族里親 485世帯

委託里親数 3,644世帯

委託児童数 4,731人

→31年度目標

養育里親登録 9,800世帯

専門里親登録 850世帯

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

26年度118か所

→31年度目標 190か所

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成27年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数は、平成26年10月1日家庭福祉課調べ。

児童養護施設等の小規模化及び里親等への委託を推進するために各都道府県が定める「都道府県推進計画」の内容等に関する調査結果（平成27年9月末日現在）

【結果の概要】

1. 全69自治体のうち、62自治体（89.9%）が都道府県推進計画を策定済。7自治体（10.1%）が策定中。
2. 策定済の計画に定める「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」を集計した結果、計画最終年度（平成41年度）に見込まれるそれぞれの割合は47.2%、23.3%、29.5%となっており、目標とする水準（※）は未達成となっている。

※ 平成27年4月1日現在では、本体施設入所児童の割合が76.4%、グループホーム入所児童の割合が7.9%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が15.8%であり、これを最終年度までにそれぞれ「概ね1/3」ずつにすることを目標としている。

3. 最終年度における里親・ファミリーホームへの委託児童の割合を自治体別にみると、宮城県（仙台市を含む）53.2%、香川県42.2%、滋賀県40.7%など、高い目標を設定している自治体がある一方で、国が目標としている「概ね1/3」に満たない目標設定にとどまっている自治体もある。これらについては随時計画を見直すなど、より一層の取組が望まれる。

	平成27年 4月1日	平成31年度	平成36年度	平成41年度
本体施設入所児童の割合	76.4%	68.2%	58.1%	<u>47.2%</u>
グループホーム入所児童の割合	7.9%	11.4%	16.9%	<u>23.3%</u>
里親・ファミリーホームへの委託児童の割合	15.8%	20.4%	25.0%	<u>29.5%</u>
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

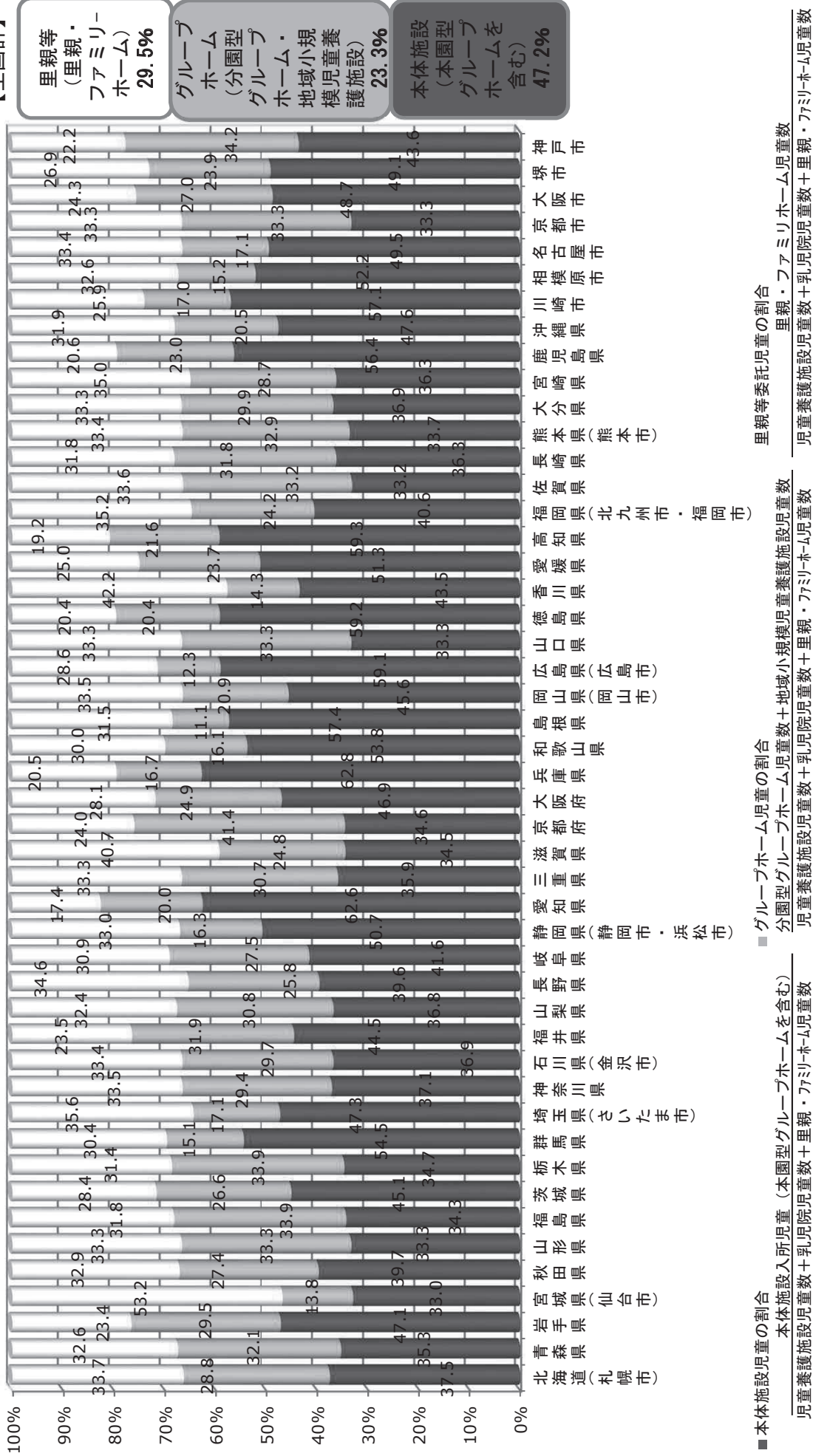
（注1）「本体施設」とは、児童養護施設、乳児院のうちグループホームを除く部分を指す。

（注2）「グループホーム」とは、地域の民間住宅等を活用して本体施設の敷地外で家庭的養護を行う小規模グループケア（分園型）及び地域小規模児童養護施設を指す。

（注3）小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

都道府県推進計画における本体施設入所児童・グループホーム入所児童・里親等への委託児童の割合（平成41年度末）

【全国計】



■ 本体施設児童の割合
 本体施設入所児童 (本園型グループホームを含む) ■ グループホーム児童の割合
 児童養護施設児童数+乳児院児童数+里親・ファミリーホーム児童数 児童養護施設児童数+乳児院児童数+里親・ファミリーホーム児童数
 児童養護施設児童数+里親・ファミリーホーム児童数 児童養護施設児童数+乳児院児童数+里親・ファミリーホーム児童数

※家庭福祉課調べ (平成27年9月末現在)。
 ※千葉県 (千葉市)、新潟県 (新潟市)、富山県、奈良県、横浜市は策定中のため全国計から除く。
 ※東京都はグループホームと里親・ファミリーホームの合計を60% (2,248人)、鳥取県は本体施設とグループホームの合計を67.2% (133人)、横須賀市は本体施設とグループホームの合計を66.7% (120人)と定めているため除く。
 ※静岡県の数値は、各施設の家庭的養護推進計画の数値を積み上げたもので、県の目標割合とは異なる。県の目標割合は「将来的に、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームが必要量の概ね1/3ずつを受け入れられるような受け皿となることを目指す」としている。
 ※小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

平成28年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の推進

1, 188億円（平成27年度予算額） → 1, 278億円（平成28年度予算案）

児童入所施設措置費等 : 1, 140億円
 児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 73億円
 次世代育成支援対策施設整備交付金 : 57億円 など

(1) 施設における家庭的養護の推進

○ 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。
 <社会保障の充実>

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の向上】

① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置

② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする） など
 [児童入所施設措置費等]
 [次世代育成支援対策施設整備交付金]

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充】

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

また、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図る。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

(2) 里親委託の推進等

○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニングなどを行う。

さらに、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

また、共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取組みについて、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大するための取組を新たに実施する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設【新規】

里親委託児童のうち、障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算を創設する。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 施設機能強化推進費の充実【一部新規】

- ① 施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業の充実を図り、児童の受入を促進するとともに、新規里親開拓・養成を図る。
- ② 施設退所者が生活・就労面の不安により一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する。
- ③ 地域における社会体験、就労体験等の実施により、自立支援機能の強化を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

(3) 被虐待児童などへの支援の充実

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【拡充】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助を充実する。
- ・ 退所児童等アファクター事業及び児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 指導委託促進事業の創設【新規】

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務についての児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 家庭支援専門相談員の複数配置【拡充】

施設に配置される家庭支援専門相談員について、原則として各施設1名配置となっているところを、施設の規模に応じ2名配置を可能とすることにより、親子関係再構築支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 情緒障害児短期治療施設の設置促進【新規】

情緒障害児短期治療施設に配置すべき医師の確保のため、人件費の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費について補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(参考) 【平成27年度補正予算】

○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 70億円

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間就業を継続した場合に返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について、2年間就業を継続した場合に返還免除となる貸付を行う。

○ 児童養護施設等における小規模化等のための整備 10億円

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもへの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

○ 児童養護施設等における学習環境改善 2億円

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

○ 児童保護費負担金等の追加財政措置 13億円

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成27年3月末には16.5%に上昇
- 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100

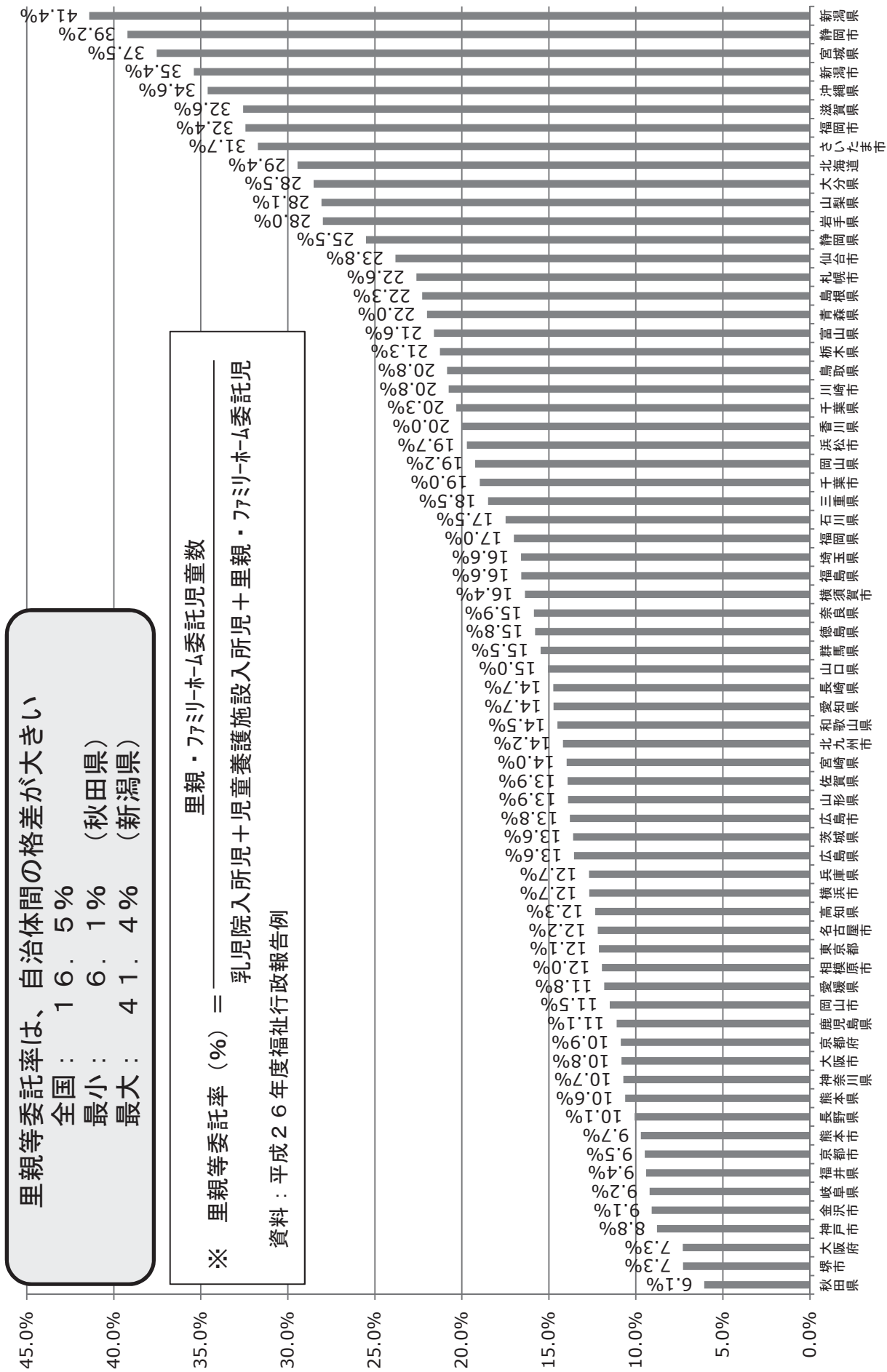
里親等委託率

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。ファミリーホームは、平成26年度末で257か所、委託児童1,172人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

都道府県市別の里親等委託率の差 69都道府県市別里親等委託率（平成26年度末）



里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

○過去10年間で、福岡市が6.9%から32.4%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

	増加幅 (16→26比較)	里親等委託率	
		平成16年度末	平成26年度末
1 福岡市	25.5%増加	6.9%	32.4%
2 大分県	21.1%増加	7.4%	28.5%
3 さいたま市	20.7%増加	11.0%	31.7%
4 静岡県	16.6%増加	10.6%	27.2% (静岡市・浜松市分を含む)
5 石川県	15.4%増加	2.1%	17.5%
6 富山県	14.3%増加	7.3%	21.6%
7 岡山県	13.7%増加	5.5%	19.2%
8 香川県	13.5%増加	6.5%	20.0%
9 栃木県	13.4%増加	7.9%	21.3%
10 福岡県	13.0%増加	4.0%	17.0%

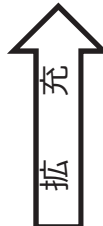
※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい(宮城県：29.5%増(8.0%→37.5%)、岩手県17.6%増(10.4%→28.0%)、仙台市：12.2%増(11.6%→23.8%))が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

里親支援機関連事業の拡充について

- <既存の3事業に以下の2事業を追加>
- 共働き家庭里親委託促進事業（仮称）
共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間及び土日祝日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業との両立が可能となるような取組について官民連携の下でモデル的に実施し、分析・検証の成果を全国的に普及拡大。
- 自立支援計画策定等支援事業（仮称）
児童相談所から以下の業務を里親支援機関に委託できるとし、委託した場合には、当該業務に係る経費について補助する。
ア 委託候補里親の選定、委託の打診と説明、委託の打診と説明、委託の打診と説明、子どもと
イ 委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ、効果的な自立支援計画を作成

【現 行】

- <里親支援機関連事業>
- 里親制度普及促進事業
①普及啓発
- 里親委託推進・支援事業
①里親と施設入所児童との交流機会の提供等
②里親等への訪問支援
③里親等による相互交流
- 里親トレーニング事業
①未委託里親へのトレーニング



【平成28年度予算案】

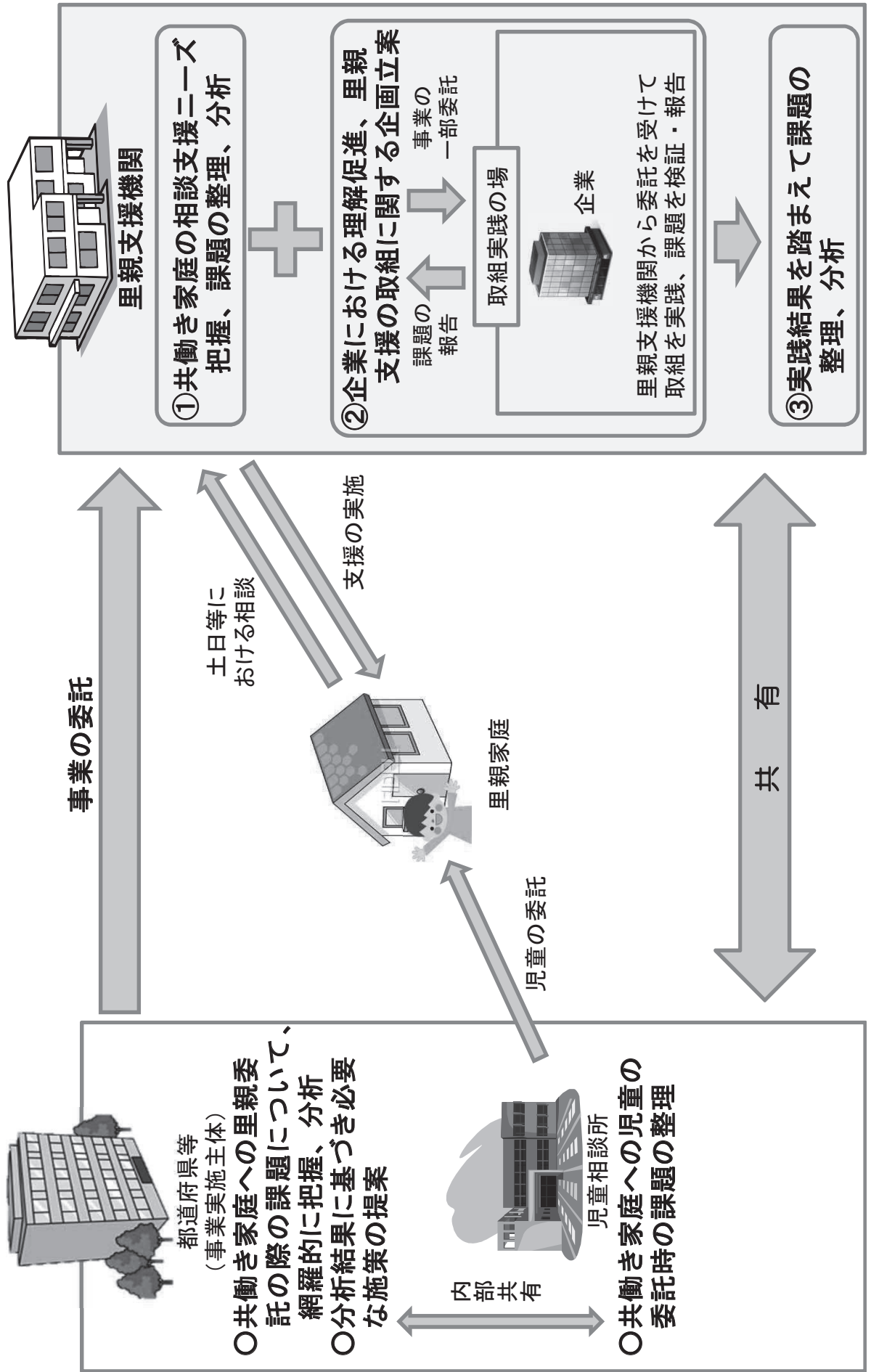
- <里親支援機関連事業>
- 里親制度普及促進事業
①普及啓発
- 里親委託推進・支援事業
①里親と施設入所児童との交流機会の提供等
②里親等への訪問支援
③里親等による相互交流
- 里親トレーニング事業
①未委託里親へのトレーニング
- 新 共働き家庭里親委託促進事業（仮称）
①平日夜間及び土日祝日の相談体制整備
②里親委託と就業との両立が可能となるような取組のモデル的实施、分析、検証
- 新 自立支援計画策定等支援事業（仮称）
児童相談所より以下の業務を受託して行う
①委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施
②里親委託児童に係る自立支援計画の作成

※里親委託に係る児童相談所業務の一部を里親支援機関へ委託

- <児童相談所>（※業務の一部のみ抜粋）
- 里親への委託（マッチング含む）
- 里親委託児童に係る自立支援計画の作成

共働き家庭里親委託促進事業について

- ①の事業については、都道府県等・里親支援機関が企画立案・実践・分析を担当。
- ②の事業については、都道府県等・里親支援機関が企画立案、分析を担当し、実践は主に企業が担う。



○里親支援専門相談員の配置状況

・里親支援専門相談員は、3年間で約3倍の配置状況(H24:115人 → H27:368人)

	里親支援専門相談員配置数(か所)											
	乳児院						児童養護施設					
	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
1 北海道			1	1	3	5	6	9				
2 青森県			3	3	1	3	5	5				
3 岩手県				1	1	1	1	1				
4 宮城県						1	1	1				
5 秋田県			1	1	1	2	3	3				
6 山形県					1							
7 福島県												
8 茨城県		2	2	3	1	2	3	5				
9 栃木県	1	2	3	3	2	5	6	7				
10 群馬県					3	3	3	3				
11 埼玉県	1	2	3	3	2	10	20	20				
12 千葉県				1	4	5	8	8				
13 東京都	6	9	9	10	14	22	22	22				
14 神奈川県	1	2	2	2	3	9	10	10				
15 新潟県												
16 富山県												
17 石川県					1	1	1	2				
18 福井県					1	1	1	2				
19 山梨県	1	1	1	1	1	1	1	1				
20 長野県		1	2	1		4	8	9				
21 岐阜県					2	3	4	5				
22 静岡県												
23 愛知県	1	2	4	4								
24 三重県	1	1	3	3	1	2	9	8				
25 滋賀県	1	1	1	1	1	2	2	2				
26 京都府	2	4	4	4	9	16	20	20				
27 大阪府	3	4	1	1	4	5	5	6				
28 兵庫県						2	2	2				
29 奈良県			1	1			1	1				
30 和歌山県												
31 鳥取県	2	2	2	2	1	2	2	2				
32 島根県												
33 岡山県												
34 広島県					1	2	3	4				
35 山口県	1	1	1	1	5	6	6	8				
合計	29	55	79	88	86	171	246	280				

※雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 ※平成24年度は11月1日現在、25年度は10月1日現在の状況

養子縁組あっせん事業の状況について

○ 民間事業者の養子縁組あっせん事業

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

- ※ 民間事業者による養子縁組成立数 平成24年度115人（15事業者の計）（家庭福祉課調べ）
- ※ 民間事業者のほか、児童相談所も養子縁組あっせんを実施。養子縁組による措置解除数 平成25年度353人（家庭福祉課調べ）

○ 営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、児童福祉法で禁止。
- ※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- ・ 業として実施する場合は、社会福祉法の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要。
- ※ 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則（6月以下の懲役、50万円以下の罰金）が科せられる。

○ 養子縁組あっせん事業に関する留意事項

- 「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
 - ・ 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。
 - ・ 児童の権利条約の規定を十分に尊重するための遵守事項を規定
 - ※ 自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定
 - ・ 事業の適正な運営を担保するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定
 - ※ 社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者2名以上の配置、支援の内容・方法等を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等を規定。また、営利目的が外形的に疑われるような事業運営（関連会社の設立など）を禁止。
- 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長家庭福祉課長通知）
 - ・ 「実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定
 - ・ 金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の目安等の公表、養親希望者等への説明等を規定

養子縁組あっせん事業者一覧（平成27年10月1日現在）

	所管（所在） 都道府県市名	事業者名	運営主体	（所在地自治体） 事業開始年度
1	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと	NPO法人	平成24年度
2	埼玉県	医療法人 きずな会	医療法人	平成元年度
3	埼玉県	命をつなぐゆりかご	一般社団法人	平成24年度
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	任意団体	平成22年度
5	東京都	特定非営利活動法人 環の会	NPO法人	平成3年度
6	東京都	日本国際社会事業団	社会福祉法人	昭和27年度
7	東京都	末日聖徒イエス・キリスト教会	宗教法人	平成3年度
8	東京都	ベビーライフ	一般社団法人	平成21年度
9	東京都	ベアホープ	一般社団法人	平成26年度
10	東京都	アクロスジャパン	一般社団法人	平成27年度
11	滋賀県	神野レディスクリニック	医療法人社団	平成25年度
12	和歌山県	NPO養子縁組支援協会 STORK SUPPORT	NPO法人	平成27年度
13	山口県	田中病院	医療法人社団	平成25年度
14	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	任意団体	平成20年度
15	横浜市	YIAA（Yokohama International Adoption Association）	個人	平成25年度
16	静岡市	愛の決心	個人	平成2年度
17	大阪市	家庭養護促進協会[大阪事務所]	公益社団法人	昭和36年度
18	大阪市	NPO法人全国おやこ福祉支援センター	NPO法人	平成26年度
19	神戸市	家庭養護促進協会[神戸事務所]	公益社団法人	昭和36年度
20	岡山市	岡山県ベビー救済協会	任意団体	平成4年度
21	広島市	河野 美代子	個人	平成27年度
22	熊本市	福田病院	医療法人社団	平成25年度

※第2種社会福祉事業の届出のあるもの

家庭福祉課調べ

平成27年度

情緒障害児短期治療施設の施設数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数
	全 国	43
1	北海道	1
2	青森県	1
3	岩手県	1
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	1
9	栃木県	1
10	群馬県	1
11	埼玉県	1
12	千葉県	
13	東京都	
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	1
21	岐阜県	1
22	静岡県	1
23	愛知県	2
24	三重県	1
25	滋賀県	1
26	京都府	1
27	大阪府	3
28	兵庫県	1
29	奈良県	
30	和歌山県	1
31	鳥取県	1
32	島根県	1
33	岡山県	
34	広島県	1
35	山口県	1
36	徳島県	
37	香川県	1
38	愛媛県	
39	高知県	1
40	福岡県	1
41	佐賀県	
42	長崎県	1
43	熊本県	1
44	大分県	1
45	宮崎県	1
46	鹿児島県	1
47	沖縄県	
48	札幌市	1
49	仙台市	1
50	さいたま市	
51	千葉市	
52	横浜市	1
53	川崎市	1
54	相模原市	
55	新潟市	
56	静岡市	
57	浜松市	
58	名古屋市	1
59	京都市	1
60	大阪市	2
61	堺市	
62	神戸市	1
63	岡山市	1
64	広島市	1
65	北九州市	
66	福岡市	
67	熊本市	
68	横須賀市	
69	金沢市	

資料:家庭福祉課調べ[平成27年10月1日現在]

退所児童等アフターケア事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

2. 補助単価 (27年度 (1か所当たり))

- ①退所児童等アフターケア事業 7,568千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,729千円

- 3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可
- 4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業
- 5. 補助率 国1/2 (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施
 →平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。

退所児童等アフターケア事業

- 主な事業内容
- 退所前の児童に対する支援
 - ・ 社会常識や生活技能等修得するための支援
 - ・ 進路等に関する問題の相談支援
 - ・ 児童同士の交流等を図る活動
 - 退所後の支援
 - ・ 住居、家庭等生活上の問題の相談支援
 - ・ 就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
 - ・ 児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

- 主な事業内容
- ・ 適切な職場環境の確保
 - ・ 雇用先となる職場の開拓
 - ・ 就職面接等のアドバイス
 - ・ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ
- ※児童の保護者も事業の対象
 ※従来の退所児童等アフターケア事業と別の事業者で実施することも可能とする

退所(前)児童に対する生活支援・就業支援、両面からの自立支援を一体的に実施

期待される主な効果

- 退所(前)児童からは、生活面、就労面のそれぞれあつた相談窓口が一本化される。(退所(前)児童の相談時の負担軽減)
- 事業者面からは、退所(前)児童の個人情報が生活面・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所(前)児童が抱える課題に対する支援が可能となる。

退所児童等アフターケア事業実施状況（平成27年10月1日現在）

25自治体	自治体名	事業所名	31か所	運営事業者		生活支援及び就業支援
				個人名又は団体名	事業者分類	
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他の法人	生活支援及び就業支援	
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業 児童養護施設退所児童 希望の家事業	ワーカーズグループ 公益社団法人埼玉県社会福祉士会	NPO その他の法人	生活支援及び就業支援 生活支援	
3	東京都	日向ぼっこ ゆずりは	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ 子供の家	NPO 社会福祉法人	生活支援 生活支援	
4	神奈川県	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	NPO	就業支援	
5	石川県	あすなろサポートステーション	白十字会林間学校	社会福祉法人	生活支援及び就業支援	
6	岐阜県	Lalaの部屋	石川県 岐阜羽島ボランティア協会	都道府県・市区町村 社会福祉法人	生活支援	
7	静岡県	株式会社メディアベース 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	株式会社メディアベース 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	その他の法人 社会福祉法人	生活支援及び就業支援 生活支援及び就業支援	
8	滋賀県	びっつ・ゆにっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援	
9	大阪府	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援	
10	兵庫県		兵庫県	都道府県・市区町村	生活支援	
11	奈良県	特定非営利活動法人おかえり	特定非営利活動法人おかえり	NPO	生活支援	
12	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援	
13	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援	
14	広島県	児童アフターケア事業所・カモミール ※平成28年2月事業開始予定	特定非営利法人どいりむスイッチ	NPO	生活支援	

退所児童等アフターケア事業実施状況（平成27年10月1日現在）

25自治体	自治体名	事業所名	31か所	運営事業者		
				個人名又は団体名	事業者分類	
15	徳島県	ほなな・ほーむ		一般社団法人徳島県社会福祉士会	その他の法人	生活支援
16	高知県	おひさま		社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
		あおば		社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
17	福岡県	特定非営利法人そだちの樹 ※平成27年11月事業開始予定		特定非営利法人そだちの樹	NPO	生活支援
18	大分県	児童アフターケアセンターおおいた		社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援
19	札幌市	ヒューマンリソシア株式会社		ヒューマンリソシア株式会社	その他の法人	就業支援
20	横浜市	よこはま Port For		ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び 就業支援
		しいの木 ※平成28年度2月事業開始予定		社会福祉法人葵会	社会福祉法人	生活支援
22	大阪市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部		大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
		サロン・ド・ソワレ		大阪市児童福祉施設連盟	その他	生活支援
23	堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部		大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
24	広島市	児童アフターケアひかり		社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
25	金沢市	金沢市		金沢市	都道府県・市区町村	生活支援及び 就業支援

身元保証人確保対策事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

- 対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）
- 対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者
- 対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（27年度）

- 年間保険料 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]
- 保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証
- ②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村
運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については、満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2.3.5 見発133）

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

第三者評価受審完了状況集計結果

児童養護施設			乳児院			情緒障害児短期治療施設			児童自立支援施設			母子生活支援施設			自治体合計		
H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
52	221	322	12	51	67	1	18	19	6	13	39	17	71	154			
595			130			38			58			242			1063		

H24	88	※1	平成27年2月28日現在の受審結果（3月は見込み）である。
H25	374	※2	第三者評価機関と施設で公表内容の合意が取れた時点で受審完了とする。
H26	601	※3	東京都は、毎年受審する施設も多いため、3年間で施設数を均等に配分している。

第三者評価機関全国推進組織認証数

県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数
北海道	6	東京	14	滋賀	0	香川	1		
青森	1	神奈川	7	京都	5	愛媛	2		
岩手	1	新潟	1	大阪	9	高知	1		
宮城	3	富山	2	兵庫	4	福岡	1		
秋田	2	石川	3	奈良	2	佐賀	3		
山形	1	福井	0	和歌山	2	長崎	2		
福島	3	山梨	0	鳥取	1	熊本	4		
茨城	1	長野	3	島根	1	大分	1		
栃木	1	岐阜	5	岡山	3	宮崎	2		
群馬	2	静岡	3	広島	1	鹿児島	4		
埼玉	4	愛知	7	山口	1	沖縄	1		
千葉	6	三重	4	徳島	1	合計	132		

平成28年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

＜児童自立支援施設職員研修＞

武蔵野:国立武蔵野学院
きぬ川:国立きぬ川学院

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会場	募集人数	申込〆切
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H27.4月以降に 着任した施設長 (着任予定の者)	新任施設長として児童自立支 援施設運営上必要な知識と技 術を学ぶ義務研修	前期 H28. 5.18～ 5.20	武蔵野 各職場 きぬ川	20名	4/18 (月) 必着
				OJT H28. 5.21～10. 2			
				後期 H28.10. 3～10. 5			
2	スーパーバイザー研修	ス・ハ・バイザ*又は は指導的立場に ある者	児童自立支援施設の機能充 実のために必要なケアマネジメン ト・ス・パ・ビジョンを学ぶ研修	H28. 6.14～ 6.17	武蔵野	30名	4/18 (月) 必着
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「児童自立支援施設における ソーシャルワークと親子関係再構築支援」	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年以上 のケアワーカー・ 心理職員・教員 など	専門性をより向上させるための 高度な知識と技術を学ぶス テップアップ研修	H28. 9.13～ 9.16	武蔵野	30名	6/6 (月) 必着
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「性加害の理解と支援」			H29. 1.24～ 1.27	武蔵野	30名	
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「性的被害の理解と支援」			H29. 2. 6～ 2.10	きぬ川	12名程度	
3-4	中堅職員研修 短期実習コース			実習を通して具体的な支援の 方法を学ぶスキルアップ研修	① H28.11. 7～11.11 ② H28.12. 5～12. 9	武蔵野 きぬ川	
4-1	新任職員研修 ※前後期とも必修	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年未満 の者	新任職員として児童自立支援 施設における基本的な知識と 技術を学ぶ基礎研修(講義と 演習を組み合わせた研修)	前期 H28. 5.30～ 6. 1	武蔵野 各職場 武蔵野	30名	4/18 (月) 必着
				OJT H28. 6. 2～12.13			
				後期 H28.12.14～12.16			
4-2	新任職員研修 短期実習コース	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年未満 の者	基本的な子どもの理解と支援 の方法を学ぶ基礎研修(講義 と寮舎実習を組み合わせた コース)	① H28. 6.27～ 7. 1	武蔵野 きぬ川	各回 8名 程度 各回 12名 程度	
				② H28. 7.11～ 7.15			
				③ H28. 7.25～ 7.29			
				④ H28. 5.23～ 5.27			
				⑤ H28. 6.20～ 6.24			
4-3	新任職員研修 長期実習コース	児童自立支援施設の機能をよ り深く理解し、具体的な支援の 方法を学ぶ基礎研修(寮舎実 習を中心としたコース)	① 8月上旬～8月下旬 ② 8月中旬～9月下旬 (期間は希望で調整)	武蔵野 きぬ川	若干名	(希望で調整)	

＜児童相談所職員等研修＞

1	児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域で の勤務経験が3 年以上で、一時 保護所において 指導的立場にあ る者	指導者として必要な知識や支 援技術を学ぶ研修	① H29. 2. 1～ 2. 3 ② H29. 2. 15～ 2.17	武蔵野	各回 30名	10/24 (月) 必着
2	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里 親対応担当職員 等	里親委託の推進や里親支援 等について学ぶ研修	H29. 1.11～ 1.13	武蔵野	30名	10/24 (月) 必着
3	児童自立支援施設現場研修	児童相談所での 勤務経験が5年 未満の者	児童自立支援施設で実践して いる支援について学ぶ研修(講 義と寮舎実習を組み合わせた 研修)	H28.10.25～10.28	武蔵野	8名程度	8/9 (火) 必着

＜研修指導者養成研修＞※1

1	Bコース 「子どもの発達とアセスメント」	都道府県知事 (指定都市又は 児童相談所設置 市にあっては市 長)が推薦する 者	都道府県等で実施する基幹的 職員研修等を企画・実施する 者を養成する研修	H28. 8.31～ 9. 2	武蔵野	各回 30名	6/6 (月) 必着
2	Gコース 「子どもの性に関する問題への理解とその対応」			H28.11.16～11.18			
3	Hコース 「子どもの育ちをつなぐ支援」			H28.11.30～12. 2			

※1:研修指導者養成研修A～Hコースのうち、3コースを順次実施する

児童自立支援施設 学校教育実施（導入）状況

	自治体名	本体施設名	学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			①分校 ②分教室 ③本校 ④未実施	①分校 ②分教室 ③本校 ④未実施	
0	国立(埼玉県)	国立武蔵野学院	—	②分教室	
0	国立(栃木県)	国立きぬ川学院	—	②分教室	
1	北海道	北海道立向陽学院	①分校	①分校	
1	北海道	北海道立大沼学園	①分校	①分校	
1	北海道	北海道家庭学校	①分校	①分校	
2	青森県	子ども自立センターみらい	②分教室	②分教室	
3	岩手県	岩手県立杜陵学園	②分教室	①分校	
4	宮城県	さわらび学園	②分教室	②分教室	
5	秋田県	千秋学園	①分校	①分校	
6	山形県	朝日学園	①分校	①分校	
7	福島県	福島学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
8	茨城県	茨城学園	②分教室	②分教室	
9	栃木県	那須学園	②分教室	①分校	
10	群馬県	ぐんま学園	①分校	①分校	
11	埼玉県	埼玉学園	②分教室	①分校	
12	千葉県	生実学校	②分教室	②分教室	
13	東京都	東京都立萩山実務学校	—	①分校	
13	東京都	東京都立誠明学園	③本校	③本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	①分校	①分校	
15	新潟県	新潟学園	①分校	①分校	
16	富山県	県立富山学園	①分校	①分校	
17	石川県	石川県立児童生活指導センター	①分校	①分校	
18	福井県	和敬学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
19	山梨県	甲陽学園	①分校	①分校	
20	長野県	波田学院	②分教室	①分校	
21	岐阜県	わかあゆ学園	①分校	①分校	
22	静岡県	三方原学園	①分校	①分校	
23	愛知県	愛知学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
24	三重県	三重県立国児学園	①分校	①分校	
25	滋賀県	淡海学園	②分教室	②分教室	
26	京都府	淇陽学校	④未実施	④未実施	平成27年4月
27	大阪府	修徳学院	③本校	③本校	
27	大阪府	子どもライフサポートセンター(入所)	—	—	
28	兵庫県	明石学園	②分教室	②分教室	
29	奈良県	精華学院	④未実施	④未実施	実施時期未定(関係機関と協議中)
30	和歌山県	仙溪学園	②分教室	①分校	
31	鳥取県	喜多原学園	②分教室	①分校	
32	島根県	わかたけ学園	①分校	①分校	
33	岡山県	岡山県立成徳学校	②分教室	③本校	
34	広島県	広島学園	④未実施	④未実施	平成27年度
35	山口県	山口県立育成学校	②分教室	①分校	
36	徳島県	徳島学院	②分教室	①分校	
37	香川県	斯道学園	②分教室	②分教室	
38	愛媛県	えひめ学園	②分教室	①分校	
39	高知県	希望が丘学園	①分校	①分校	
40	福岡県	福岡学園	①分校	①分校	
41	佐賀県	虹の松原学園	①分校	①分校	
42	長崎県	開成学園	①分校	①分校	
43	熊本県	清水が丘学園	②分教室	①分校	
44	大分県	二豊学園	②分教室	①分校	
45	宮崎県	みやざき学園	③本校	③本校	
46	鹿児島県	若駒学園	②分教室	①分校	
47	沖縄県	若夏学院	②分教室	①分校	
52	横浜市	横浜市向陽学園	①分校	①分校	
52	横浜市	横浜家庭学園	④未実施	④未実施	実施時期未定(運営法人と協議中)
58	名古屋市	玉野川学園	②分教室	②分教室	
60	大阪市	阿武山学園	①分校	①分校	
62	神戸市	若葉学園	②分教室	②分教室	
合計		58か所			

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成27年2月1日現在)

平成27年度DV防止等関連事業 都道府県別実施状況

(平成27年度 国庫補助金・負担金 交付申請ベース)

都道府県名	DV対策機能強化事業						婦人相談所・婦人相談所一時保護所					婦人保護施設				
	婦人保護啓発活動事業	休日夜間電話相談	DV被害者保護支援ネットワーク	DV相談担当職員研修	外国人専門通訳者養成研修	法的対応機能強化事業	外国人婦女子緊急一時保護経費	広域措置経費	心理療法担当職員配置	夜間警備体制	同居児童の対応等を行う職員配置	退所者自立生活援助事業	心理療法担当職員配置	夜間警備体制	同居児童の対応等を行う職員配置	地域生活移行支援
1 北海道			○	○		○			○	○	○					
2 青森県	○	○	○	○			○	○	○							
3 岩手県	○	○	○	○		○		○								○
4 宮城県	○		○	○		○	○	○	○	○						
5 秋田県	○	○	○	○			○	○	○	○	○					
6 山形県	○	○	○	○			○	○	○	○	○					
7 福島県		○	○	○		○	○	○		○						
8 茨城県	○	○	○	○			○	○	○	○						
9 栃木県	○	○	○	○		○	○	○	○	○						
10 群馬県	○	○	○	○		○	○	○	○	○						
11 埼玉県		○	○	○		○	○		○	○						○(2名)
12 千葉県	○	○	○	○		○	○		○(3名)	○	○(3名)					○
13 東京都	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○(2名)					
14 神奈川県			○	○			○	○	○	○						
15 新潟県	○	○	○	○		○	○				○					
16 富山県	○	○	○	○		○			○(2名)	○						
17 石川県	○	○	○	○		○		○			○					
18 福井県	○	○														
19 山梨県	○	○	○	○			○									
20 長野県		○		○		○	○	○			○					
21 岐阜県	○	○	○	○		○	○	○	○							○
22 静岡県		○	○	○		○			○	○	○					
23 愛知県	○	○	○	○		○	○	○	○	○						
24 三重県	○		○	○		○	○	○	○	○						○
25 滋賀県	○	○	○	○		○	○	○	○	○						
26 京都府	○	○	○	○		○	○	○								
27 大阪府	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					
28 兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				
29 奈良県	○	○	○	○			○			○	○	○				
30 和歌山県	○	○	○	○		○			○(2名)	○						
31 鳥取県	○		○	○	○	○	○	○	○		○					
32 島根県	○		○	○		○	○	○	○	○						
33 岡山県	○	○	○	○	○		○	○	○							
34 広島県	○	○	○	○		○	○	○								
35 山口県	○	○	○	○		○	○	○			○					
36 徳島県	○	○	○	○		○	○	○	○							
37 香川県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					
38 愛媛県		○				○	○	○	○							
39 高知県	○	○	○	○		○	○	○	○	○						
40 福岡県	○	○	○	○		○	○	○		○						
41 佐賀県	○									○						
42 長崎県	○		○	○		○	○	○	○	○						
43 熊本県	○	○	○	○		○	○	○	○	○						○
44 大分県	○	○	○	○		○	○	○	○	○						
45 宮崎県	○	○	○	○		○	○	○								
46 鹿児島県	○			○						○	○					
47 沖縄県	○	○	○	○		○	○	○	○	○						○(2名)
合計	40	38	43	44	3	36	37	36	33 (37名)	35	18 (23名)	8	9 (11名)	24	8 (11名)	4

(注) 下線部該当事業について、()の無いものは職員数1名を表す。

婦人相談員 相談・支援指針について

全国の市区に配置されている婦人相談員の業務を踏まえ、その専門性を確保する方策として、地域によって婦人相談員の対応が異なり、それによって相談・支援の内容や質に格差が生じないように、婦人相談員が実施する業務内容や支援サービスについて改めて明確にするとともに、切れ目のない相談・支援の質の向上、業務の均等化・標準化を図るために本指針を策定。（平成26年度の厚労省研究事業の一環として、婦人相談員相談・支援指針策定ワーキングチーム名で、各都道府県に配布。24年度 婦人保護事業の課題に関する検討会議論の整理（報告書）、25年度 婦人相談所ガイドラインと同様の扱い。）

内容（項目）

はじめに

I. 婦人相談員の役割と基本姿勢

1. 婦人保護事業の目的・理念と実施機関
2. 婦人相談員の役割
3. 基本姿勢
4. 組織的対応と関係機関との連携体制

II. 婦人相談員の業務内容

1. 相談・支援の形態
2. 相談・支援の流れ
3. 安全管理
4. 記録と管理

III. 各種相談への対応と留意事項

1. 主訴別の相談

- ①DV被害・ストーカー被害者
- ②性暴力被害者
- ③売買春
- ④住居喪失者
- ⑤若年者
- ⑥妊娠・出産
- ⑦精神疾患や知的障害を抱えた相談者
- ⑧家庭不和／離婚
- ⑨母子家庭
- ⑩外国にルーツを持つ者
- ⑪人身取引被害者
- ⑫男性DV被害者
- ⑬セクシュアル・マイノリティ
- ⑭同伴する子ども

2. 各種相談に共通する事項

- ①住まい
- ②健康・医療
- ③就労
- ④家計・借金等

IV. 婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルターとの連携

V. 研修体制 おわりに

婦人保護長期入所施設運営要領(平成24年3月30日 雇用均等・児童家庭局長通知)

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名称 かにた婦人の村 所在地 (略)

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の(1)及び(2)に該当する者とする。

- (1) 知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。
- (2) 身辺の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

(1) 入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

(2) 入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。なお、精神科診断書の作成に当たっては、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいらない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

(3) 入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支援

- (1) 婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。
- (2) 入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。
- (3) 入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5 退所等

- (1) 要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。
- (2) 施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費(略)